

会 議 録 目 次

平成 2 0 年第 5 回海田町議会 9 月定例会（第 1 日目）

平成 2 0 年 9 月 3 日（水）午前 9 時 0 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 2	会期の決定について……………	4
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	4
	（ 1 ） 議 会 報 告	
	（ 2 ） 行 政 報 告	
	（ 3 ） 報告第 3 号 平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資 金不足比率について	
日程第 4	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について……………	1 7
日程第 5	認定第 1 号 平成19年度決算の認定について……………	2 0
日程第 6	認定第 2 号 平成19年度海田町水道事業会計決算の認定について…	3 4
日程第 7	一 般 質 問……………	3 9
	（延 会）……………	9 3

平成20年第5回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成20年9月3日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 9月3日（水）9時00分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	桑 原 公 治	2番	久留島 元 生
3番	三 宅 総一郎	4番	岡 田 良 訓
5番	西 田 祐 三	6番	渡 辺 善 隆
7番	桑 原 克 之	8番	多 田 雄 一
9番	西 山 勝 子	10番	宮 坂 二 郎
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	山 岡 寛 次
企 画 部 長	永 海 房 雄
総 務 部 長	園 山 純
福 祉 保 健 部 長	内 田 和 彦
建 設 部 長	久 保 伸 一
会 計 管 理 者	西 本 徹 郎
総 務 部 次 長	朝 倉 登 司 雄
企 画 課 長	大 久 保 裕 通
財 政 課 長	臼 井 真
まちづくり推進課長	細 川 真 示
総 務 課 長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課 長	金 子 幹 雄
住 民 課 長	飯 田 義 光
福 祉 課 長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課 長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長	佐 々 木 正 樹
都 市 整 備 課 長	木 原 晴 彦
建 設 課 長	畠 山 隆
下 水 道 課 長	野 間 宏 紀
教 育 委 員 長	瀧 川 昌 俊
教 育 長	正 木 洋
参 事	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課 長	青 木 義 和
参 事	新 浜 憲 治
収 税 対 策 室 長	穴 戸 篤
まちづくり事務所長	花 本 則 之

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成20年第5回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、1番、桑原議員、2番、久留島議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月5日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月5日までの3日間と決めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から9月5日までの3日間と決しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております6月定例会以降の主なものについて報告いたします。

まず、7月18日に安芸地区衛生施設管理組合議会の臨時会が開催されておりますので、議会の概略について、組合議会議員であります総務部長から報告を求めることにいたし

ます。総務部長。

○総務部長（園山） それでは、平成20年 7 月18日に開催されました安芸地区衛生施設管理組合議会議員全員協議会及び平成20年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会についてご報告いたします。

初めに、全員協議会でございますが、熊野町における安芸地区広域不燃物最終処分場事業の整理、他の自治体の焼却場の調査結果の報告及び組合議会運営の改善についての協議でございました。

続きまして、同日開催されました平成20年第 1 回臨時会でございますが、付議案件は 6 件で、このうち専決処分の承認が 3 件、監査委員の選任の同意が 1 件、一般会計補正予算 1 件、広域不燃物最終処分場事業特別会計予算が 1 件でございました。まず、3 件の専決処分の内容ですが、広島県市町公務災害補償組合が解散すること、及び公務災害補償組合解散に伴い財産を広島県市町職員退職手当組合に引き継ぐこと、並びに広島県市町職員退職手当組合の構成地方公共団体の増、共同処理事務の増、組合の名称変更、字句の整理等による規約の変更でございます。続きまして、監査委員の選任の同意でございますが、代表監査委員の任期が本年 7 月27日まででございましたので、引続き原田幹太氏を選任したものでございます。続きまして、議案第 9 号の平成20年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5 億7,612万9,000円とするものでございました。補正した1,500万円は、広域不燃物最終処分場事業特別会計へ繰り出すものでございます。続きまして、議案第10号の安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計でございますが、広域不燃物最終処分場事業における事務費を精算するため1,500万円を熊野町に支出するものでございます。内容は、熊野町が地元交渉などに要した経費でございます。以上、提案されました議案 6 件はすべてにつきまして全会一致で原案どおり可決されております。

なお、関係資料は議会事務局で保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。  
以上で報告を終わります。

○議長（原田） 続いて、7 月22日に平成20年第 1 回広島県市町総合事務組合議会臨時会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略についてご報告をいたします。

平成20年第 1 回広島県市町総合事務組合議会臨時会におきましては、正副議長の選挙

が行われるとともに、専決処分の承認案件 6 件、人事案件 1 件が提出されました。また、副管理者の選挙があわせて実施されております。まず、正副議長の選挙につきましては、議長に松浦利貞安芸高田市議会議長が、副議長には長尾勝美安芸太田町議会議長が、それぞれ選任されました。続いて、専決処分の承認案件として、承認第 1 号「広島県市町職員退職手当組合負担金条例の一部改正」については、北広島町に係る普通負担金の負担割合について「1,000分の205」を「1,000分の208」に改めるものでございます。次に、承認第 2 号「広島県市町退職手当組合と広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約の一部改正」につきましては、7 月 1 日から、広島県市町職員退職手当組合を広島県市町総合事務組合に移行し、同組合の名称を変更したことに伴い、広島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約中、組合の名称を「広島県市町職員退職手当組合」から「広島県市町総合事務組合」に改めるものです。次に、承認第 3 号「公平委員会の事務の委託の廃止」については、広島県市町公務災害補償組合の解散に伴い、平成 20 年 7 月 1 日から、同組合と広島県との間の事務の委託に関する規約を廃止するものです。次に、承認第 4 号「広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例の一部改正」については、消防団員及び民間協力者の公務災害補償を実施する場合に、補償費算定の基礎となる補償基礎額のうち、配偶者以外の扶養親族に係る加算額を 200 円から 217 円に引き上げるもの及びその他条文の整理でございます。次に、承認第 5 号「条例の制定及び改正」については、本年 6 月 30 日まで公務災害補償組合が実施していた公務災害補償等に関する事務に係る 4 条例を追加し、7 月 1 日から施行するもの、また、同じく 7 月 1 日付で退職手当組合を総合事務組合へ移行したこと及び公務災害補償組合を統合したことに伴い、3 条例の一部を改正し、それぞれ条文の整理を行い、7 月 1 日から施行するものです。次に、承認第 6 号「平成 20 年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算」については、6 月末で解散した公務災害補償組合の 7 月以降の予算を追加したもので、補正前の額 78 億 6,559 万円に 4,302 万 8,000 円を追加し、79 億 861 万 8,000 円とするものです。以上、専決処分した事件は、いずれも全会一致で承認されました。続いて、人事案件として、議案第 10 号「監査委員の選任」については、組合議員の中から私が選任されました。最後に、副管理者の選挙については、滝口季彦庄原市長が当選されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。以上で平成 20 年第 1 回広島県市町総合事務組合議会臨時会についての報告を終わります。

続いて、7月29日に国道2号東広島・安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に私が出席しております。

続いて、7月30日に平成20年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されましたので、本議会選出の議員であります私から、議会の概略についてご報告をいたします。

平成20年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会におきまして、承認案件7件、条例案件1件及び予算案件2件が提案されました。まず、専決処分の承認案件として、議案第10号「平成19年度広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、電算処理システム構築及び被扶養者軽減に係る経費、歳入歳出それぞれ7億8,662万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出予算それぞれ13億9,233万3,000円とするものです。次に、議案第11号「平成20年度広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、有効期限が2年度にまたがる被保険者の印刷封入業務委託期間を20年度から21年度までとするため、債務負担行為を設定し、限度額61万5,000円とするものです。次に、議案第12号「平成20年度広域連合特別会計補正予算（第2号）」は、保険料軽減特別対策の実施に伴う広報の経費、歳入歳出それぞれ629万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出予算それぞれ2,824億76万2,000円とするものです。次に、議案第13号「広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」については、被保険者の範囲に関する追加でございます。次に、議案第14号「広島県市町公務災害補償組合の解散」及び議案第15号「広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分」は、広島県市町退職手当組合との統合によるものです。次に、議案第16号「広島県市町総合事務組合への加入」は、先に報告をしました退職手当組合と公務災害補償組合の統合に伴い、事務を継承し、設置された総合事務組合に加入をするものでございます。いずれも全会一致で承認されました。続きまして、条例案件として、議案第17号「広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」については、低所得者の保険料軽減に伴う附則の追加で、全会一致で可決されました。次に、予算案件として、議案第18号「平成20年度広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、特別会計繰出金等、歳入歳出それぞれ174万2,000円を追加し、予算総額をそれぞれ9億8,445万3,000円とすること、議案第19号「平成20年度広域連合特別会計補正予算（第3号）」は、保険料軽減に伴う広報の費用等、歳入歳出予算それぞれ2,364万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ2,824億2,440万8,000円とすること、いずれも全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思います。  
以上で平成20年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会についての報告を終わります。

また、7月29日から30日まで建設産業委員会が、8月19日から20日まで福祉厚生委員会が、それぞれ所管事務県外調査を実施され、委員会報告書が提出されておりますので、ご参照ください。また、6月定例会以降の常任委員会調査等の実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

なお、委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。

以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。  
○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。それでは、6月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、今年の梅雨時期の雨の状況についてでございますが、5月28日の梅雨入りから7月6日の梅雨明けまでの40日間の総雨量は187ミリで、例年と比べ非常に少雨でした。そのため、大雨による被害は発生しませんでした。今後の台風シーズンに備え、危険箇所の再点検等防災対策に万全を期し、災害の未然防止に努めてまいります。また、6月17日には、広島県危機管理課防災室職員の指導のもとに、大雨による洪水、土砂災害を想定した図上訓練を町幹部職員及び防災担当職員26名が参加して行いました。なお、この訓練には安芸消防署署員2名も参加いただきました。さらに、9月1日には、地震による大規模災害を想定した職員参集訓練を本年も実施いたしました。当日午前6時50分に五日市断層を震源とした震度6弱の地震が発生したと想定し、部長以上の災害対策本部員と町内及び安芸区などの隣接の市町に居住する職員など33名が徒歩または自転車で参集し、7時3分に災害対策本部を立ち上げました。実際に大規模災害が発生したとき、迅速に災害対策が行われるよう、今後とも訓練を重ね、危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンについてでございますが、6月29日に公衆衛生推進協議会及び自治会連合会と共催で、瀬野川などの河川を中心に町内一斉の清掃奉仕作業を実施いたしました。当日は、町内全域で約4,100人の皆さんに参加をいただき、空き缶等のごみが一掃され、大変きれいなまちになりました。また、同日

「次世代に緑と清流を継ぐために」をテーマに環境関係7団体と共催で「エーコと瀬野川環境フェア」を開催し、環境問題に対する啓発を行いました。今後も「きれいな町海田」をつくるために引続き町民の皆さんとともに環境美化活動を推進してまいります。

次に、5月18日に実施しました「ふれあいウオーキング」事業における血糖値測定器具の不適切使用のその後の対応状況についてでございますが、測定をされた108名のうち、氏名の特定できた98名中94名の方が肝炎等の血液検査を受けられました。今後、11月中に2回目の血液検査を行うこととしております。また、平成17年10月22日の「スマイルフェスタ in かいだ」の健康相談コーナーで使用した血糖値測定器具においても複数者への使用禁止になっていた器具であったことが新たに判明いたしました。このことについては、町広報紙・ホームページへの掲載や、公共施設へ掲示するなど、測定された約100名の方の特定に努めております。また、健康不安に対する相談窓口を設置するとともに、申し出のあった該当者には血液検査を行うこととしております。

続きまして、ひろしまの森づくり事業についてでございますが、昨年の補助要請の段階では県の承認を得ることができませんでした。今年、再要望をいたしましたところ、県の承認を得ることができました。事業内容につきましては、日浦山の遊歩道の整備で、県内産の間伐材を利用した階段工、危険箇所到手すりや4カ所の案内板の設置を計画しており、今議会に補正予算を計上しております。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、6月19日にサンピア・アキで事業計画変更（案）等の地元説明会を実施し、14名の方が出席されました。また、当日欠席された関係者の方には説明会で使用した資料を送付させていただきました。引続き8月29日から9月11日までの間、事業計画変更（案）等の縦覧を行っております。今後は、広島県及び海田町の都市計画審議会に諮ってまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告1件、諮問1件、決算認定2件、契約認定1件、条例制定1件、条例改正2件、補正予算2件を提出しております。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原田）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第3号、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（山岡）報告第3号、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、報告第3号、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。このたび報告いたします健全化判断比率及び資金不足比率は、平成19年6月に交付されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の規定に基づき算定した比率でございます。なお、この法律では、平成19年度決算に基づく比率については、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。また、平成20年度以後の決算に基づく比率については、平成19年分と同様の手続きを経るとともに、その比率のうち1つでも定められた基準以上となった場合は財政健全化計画等を策定しなければならないと規定しております。

それでは、平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により、その内容を説明いたします。別冊になっておるものでございます。よろしく願いいたします。

報告書の1ページをお開きください。まず、平成19年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。まず、一般会計の実質赤字の比率である実質赤字比率でございますが、平成19年度の一般会計決算は赤字となっておりますので、総括表の欄外の注に書いてありますように、横棒を記載しております。なお、この比率に対する早期健全化比率は14.61%、財政再生基準は20.00%となっております。次に、すべての会計の実質赤字の比率である連結実質赤字比率でございますが、各会計の合計では、これも赤字となっておりますので、実質赤字比率と同様の記載となっております。なお、この比率に対する早期健全化比率は19.61%、財政再生基準は40.00%となっております。次に、公債費等の比重を示す比率である実質公債費比率でございますが、14.0%となっております。なお、この比率に対する早期健全化比率は25.0%、財政再生基準は35.0%となっております。次に、地方債残高のほか、一般会計が将来負担すべき実質的な負担をとらえた比率である将来負担比率は100.3%でございます。なお、この比率に対する早期健

全化基準は350.0%となっております。この4指標いずれも早期健全化基準を下回った数値となっております。2ページから5ページには、今説明いたしました4つの比率の算定内容を記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

続きまして、6ページをお願いいたします。平成19年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足額の比率であります資金不足比率でございますが、対象となります水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに、資金不足を生じておりません。なお、この比率における経営健全化基準はそれぞれの公営企業ごとに20.0%となっております。7ページ、8ページにはそれぞれの企業ごとの比率の算定内容を記載しておりますので、参考としていただければと思います。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で報告を終わります。平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る8月22日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております平成19年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。西山監査委員。

○監査委員（西山）監査委員の西山でございます。先に町長に提出しております平成19年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は8月22日に行いました。町長から提出されました平成19年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、公営企業における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を聴取することなどにより、それらの書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。そういたしましたところ、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、簡単ではございますが、審査の概要を申し上げます。委細につきましては、各意見書をご覧くださいと思います。以上です。

○議長（原田）これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。まず、財政健全化の問題で、こうした形で議案が出てくるのは、私が知る限りでは2006年7月に地方分権の21世紀ビジョンの懇談会で、普通会計のみ赤字団体のそういう対応するための法律、ですから、財政健全化ということでは

これを出されておるわけですが、この中に、議会へ報告し、論議し、広く一般に広報する、知らせるというのがありますが、これはどういう扱いになるのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今回の財政健全化法におきましては、先ほどもご説明いたしましたが、監査委員の審査に付して、監査委員の意見書をつけて議会に報告するとともに公表しなさいということでございます。今後の公表の方法につきましては、ホームページあるいは広報等に掲載するとともに、これにつきましては広島県、それから、県から国に報告が上がりますので、国からも公表される予定でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）これによると、一般会計のみというのがありますが、例えば企業会計であるとか特別会計、この扱いはどうなりますか、お尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ただいま佐中議員が言われたものについては、先ほども言いましたように、平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが定められて、それ以前の法律が廃止になっております。今回の地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのは、従来の一般会計、普通会計のみではなくて、あわせて企業会計であるとか、そういったものも含めてということで、先ほどもご説明いたしましたが、連結赤字比率であるとか、あるいは公営企業の資金不足比率といったものの比率をあわせて出しましょうというふうな趣旨に則って定められた法律でございます。ですから、その点についても全部含めて比率を出してきているものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）昨年の12月からいろいろこのことについて一般質問をしてきたわけですが、いろいろかみ合いませんでしたね。やっとうこういうのが出てきて、質問させていただくわけですが、1ページの連結実質赤字比率というのがありますね。その財政再生基準40%と書いてあるんです。この法的な根拠は何条ですか。それから、2つ目、ここに掲げられている算定式とかいろんなファクターが載っています。この根拠は何ですか。何に基づいてこのような算定式とか何かをつくられたのか。それから、3つ目、今、佐中議員からもありましたけれども、これは公表するわけですね。公表の根拠法令は、ご存じのように、法の第3条に皆書いてあるわけです。そして、今おっし

やったように、政令25条、これは19年12月28日に出された政令なんですけれども、そこに今おっしゃったような、ITがどうかいろんな方法が書いてあるんです。方法は書いてあるんですけれども、内容が町として町民の人にわかりやすくどのように公表なさるのか。その3点をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、連結実質赤字比率の基準あるいは算定の算式につきましては、これは法律の中で国の方で画一的な方法として定められているものでございます。これに基づいて町独自の算出をしたということではなくて、その算出式あるいは基準に基づいて算出したということでございます。それから、公表の方法につきましては、先ほども申しましたように、広報あるいはホームページ等を利用して、確かに今回初めて出てくる言葉でございますので、内容についてもできるだけ町民の皆様にわかりやすい方法で広報をしていきたいと考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）今の連結実質赤字比率の40%、これは改正されたのかどうかわからなかったから質問したんですけれども、政令の第8条の第2号「ハ」というのがあるんです。ご存じですね。それには10分の3になっているんです。10分の3というたら30%ですよ。改正があったんでしょうかね。それが1つ。

それと、今おっしゃったように、この算定方式とか何とか、すべて法で決まっているとおっしゃっているんですけれども、公式の根拠は法の第2条第1項ですべて書かれています。その比率だけのことを書いているんですよ。どのようにしてやれということまで書いていないんです。それで、20年3月19日に行われた総理府の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令等に関する説明会というのがあったんです。その資料が総理府からホームページにも出されているんですけれども、説明会の資料、20年3月19日付のがあるんです。これは取り寄せたんです。A4の15ページにわたるものなんです。この15ページの中を全部見て、おつくりになった算定式とかと比較したんですけれども、ちょっと違っているんです。例えば実質赤字比率だけ、簡単だから申し上げますと、分子が繰上充用額プラスの括弧支払繰越額プラス事業繰越額……。ごめんなさい。前は支払繰り延べ額であり、プラスの事業繰越額が分子になって、下が、ご承知のように、標準財政基準です。そういうような公式を全部書いてあるんです。その辺が違うので、今おっしゃったように、総理府が出したこの基準、これを全部読んで当てはめてみたんで

すが、ちょっと違うんです。それで今質問したわけです。その辺は大丈夫なのかどうか。

それともう一つは、公表の仕方ですけれども、今おっしゃるように、初めての法律で、我々も町民の人にどのように話していかれるのかと心配しているわけですけどね。簡単におっしゃったわけです。新しい言葉だから、やろうと思いますと言うんだけど、具体的に何かもう出されるんでしょう、これ。報告してすぐ公表なさるんでしょう。大体具体的に説明があっていいんじゃないんですか。もう1度その3点をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、連結赤字比率につきましては、そこにお示しのとおり、40.0%となっております。

それから、連結赤字比率の積算の根拠が違うんじゃないかということでございますが、実質的に赤字になっておりませんので、その積算につきましては報告書の3ページに記載してあるとおりでございますので、それについては総務省が示しておる算式に基づいて計算した値でございます。

それから、公表の内容につきましては、今、県あるいは町の中でどういうふうな形が一番皆さんにわかりやすいのか、県の方でも県の比率を公表するというところでございます。そういったところともあわせて、できるだけわかりやすい方法をとということで現在検討中でございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）3回で終わりだから、しょうがないんでしょうけれども、まず第1点の40%です。見てくださいよ。政令第8条の第2号「ハ」、改正されたんですか。再度40%とおっしゃったけれども、10分の3と書いてあるんですけども、これは改正されたんですか。10分の3というたら30%でしょう。本当にご覧になったんですか、これ。政令第8条の第2号の「ハ」。私の間違いだったら失礼だと思って、改正されたのかどうか、確かめているわけです。

それと、2つ目の、赤字だからどうだのこうだのとおっしゃっているんですけども、この算式からいうと数値が出てくるんです。赤字がどうだのこうだのとは関係ないんです。具体的に言いますよ。これは「地方議会人」の7月号なんですけれども、これに地方自治体の財務指標の利用のあり方というのでいろいろ書いているわけです。実質赤字比率イコール実質収支額だと書いてあるんです。別に赤字だとか黒字だとか書いていないし、法律上も黒字だから書かんでもいいとか何とか、そんなことは書いていないんで

す。何で勝手にダッシュを引いて関係ありませんと言うのかどうか、それが私にはわかりません。

それから、3つ目、今から検討なさるんですかね、その公表の仕方というのは、具体的に。もう少しわかりやすくやってもらいたいことなんです、今からこんなことをやるんですかね。その辺をもう1度お願いします。

○議長（原田） 西山監査委員。

○監査委員（西山） 1点だけ答弁させていただきます。先ほど桑原議員が連結実質赤字比率の40パーはおかしいのではないかと、30パーが正規ではないかということですが、それには米印がついておりまして、連結実質赤字比率の財政再生基準については3年間の経過的な基準、市町村は40パーから35を設けてもいいという米印がありますので、これに、海田町は40パーというのに該当していると判断いたしました。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 2点目の連結赤字比率の数値につきまして、報告書の3ページをご覧くださいと思います。連結赤字比率の積算に基づく数値でございます。そこにお示ししておりますとおり、一般会計の実質収支額は2億4,801万5,000円の黒字となっております。「イ」でその他の会計の資金不足額及び資金譲与額の計ということになっております。1から5番までの足し算をしておるわけでございます。その中で2番に老人保健特別会計というのがございます。これは6月議会での専決処分したものを報告させていただいておりますが、国及び県等からの補助金が19年度分の一部が20年に繰り延べになったということで赤字を生じております。確かに老人保健特別会計につきましては実質収支で932万2,000円の赤字になっておりますが、この実質連結赤字比率につきましては、「イ」で書いてありますとおり、その他の会計の資金不足額または資金譲与額の計ということで、1から5までの足し算をします、ほかの方で実質収支額が黒字となっております。合計で言えば黒ということでございますので、トータルした場合は黒字となるから、ここについては連結実質赤字比率につきましては数字がないということで横棒の表示をさせていただいております。

それから、広報についてでございますが、基本的にはこの報告書の形をホームページに記載したいと思っております。ただし、この中でも言葉の説明であるとかそういったところがわかりにくい部分があると思っておりますので、そこらについてはできるだけ詳しい形で公表をしたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今の答弁を聞いておいて感じたこと。5年前に広島市と調印をして、結果的には合併が廃止になったわけですが、町民が一番関心を持っておるのは海田町の財政の問題。町民の目線から見ると、海田町の現状はどうか、また将来はどうなっていくのか。せつかく公表をするのに、今その内容について検討するという。県とも相談をしながら、また、内容についてはこれと。私は要望したいんだけど、広島市のこの部分と海田町のこの部分を比較して、せつかくですから、町民の目線に立って公表してほしい。もちろん我々も私独自でしますけれども、しかし、公の立場でね。町民が一番心配しておることを何で隠そうとするのか。私も一般質問でも言いますが、その立場でやってほしいんですが、どうなんですか。それをお尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）海田町での報告につきましてはあくまでも海田町の数値の報告をさせていただきたいと思います。先ほども申しましたとおり、この数値につきましては県または国の方でも全都道府県・市町村分の公表を行いますので、その比較についてはそこでご覧いただくということでご容赦いただければと思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○4番（岡田）4番、岡田です。この新しい指標なんですけれども、やっぱりこのもとは夕張のことがあってそうなったと思うんですけれども、一番大切なのは、例えばこのたび海田町では健全化計画や財政再建、そういうようなものはなかったんですけれども、例えばこれがこういう状況になったときに、住民の人と一緒に頑張って新しいまちづくりをしなくちゃいけないということだと思えます。それが、この計画を立てるのはこれが発表になった年の末日までということになっておるんですけれども、来年の3月までですよね。その間に県とか国へ報告をして、そんなことをしよったら、今度は住民の方と一緒にまちづくりというような、いろいろな細部において、時間がないと思うんですけどね。半年ぐらいしかないわけですから。だから、結局は当局だけの財政再建というのか、そういうふうになってしまうと思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えておられますか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今、本町におきましては厳しい財政状況の中でございますので、そういった財政健全化計画を立てて、少なからずこういった基準の数値に達しないように今いろ

いろ努力をして行っておるところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私がお聞きしたいのは、それは当然そうなんですけれども、そのためにはやはり、これも情報公開の1つですから、町民の人の参加ということが前提になるというのがある程度あると思うんですけれども、そのためのいろいろなそういう指標を出してきたと思うんですけれども、そういうところは、じゃ、町民の方がどういうふうと一緒にまちづくりをしていこうかというところは、期間が半年しかないわけですから、半年後にはもう計画を出さなきゃいけないというときのまちづくりの町民の参加の仕方なんですけれども、それがどういうふうになりますかということなんですけれども。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）町民の参加といいますか、先ほども申しましたように、少ししこういった基準値に達しないように財政運営を行っていくというのが、これが我々の使命でございますので、そういった数値に達するような事態が生じるようであれば、なおさらのそういう行財政改革を進めていくということになろうかと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号については、これをもって終結いたします。

これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。人権擁護委員の任期が平成20年12月31日をもって満了することに伴い、委員の推薦の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は引続き佐々木登貴子さんでございましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）それでは、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明

[illegible]

○ 7 番（桑原克之）人権擁護委員法に基づいてこれは決められているわけですがけれども、第11条に委員の職務というのがあるんですね。それは1号から5号までいろいろ書かれています。海田町の場合は任期が3年間の間に大体どのような処理案件といいますか、処理件数というのか、どのような状況なのかどうか。そして、主なものとか、特別に何か問題があったのかどうか、その辺の状況がわかればお願いします。

○福祉課長（窪地）まず、人権擁護委員の活動の状況でございますけれども、町内での人権相談所の開設、小学校を対象といたしました人権の花運動の贈呈、学校訪問等を行っていきまじめ等の状況の把握、それから人権の学習会、これは子どもを対象でございます。そのほか、人権啓発の啓発物品の配布であるとかという活動を行っております。そ

の活動の中で特段近年におきましては人権侵害等の事案は発生していないのが状況でございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）余り言われてもよくわからないんですけどね。要するに大体何件ぐらいで、問題になったようなことは何ですかということなんです。わからなければいいです。まとめて言ってください。

それから、第5条に委員の性格というのがあるんですよね。そこには国家公務員法の適用はされないと書いてあるんです。これは身分はどういうものなんですか。地方公務員なんですか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、相談の状況でございますけれども、人権相談に来られる方々の件数は相談所ごとに大体1件ぐらいです。これはあくまで相談業務ですので、問題となるような事案はございません。

○議長（原田）身分的な話はどういう扱いですか。福祉課長。

○福祉課長（窪地）身分につきましては、国家公務員の非常勤特別職でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。

諮問第1号については、佐々木登貴子さんを適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、諮問第1号については佐々木登貴子さんを適任とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は10時15分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。認定第1号及び第2号については決算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第5、認定第1号、平成19年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第1号、平成19年度決算の認定について。平成19年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町老人保健特別会計歳入歳出決算及び海田町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

提出に当たり、平成19年度決算収支の概要を報告いたします。平成19年度の一般会計決算額は、歳入総額78億841万3,000円、歳出総額75億4,589万円で、歳入歳出差引き額は2億6,252万3,000円の黒字となり、繰り越し事業に充てる翌年度へ繰り越すべき財源1,450万8,000円を控除した実質収支額も2億4,801万5,000円の黒字となっております。公共下水道事業特別会計については、歳入総額15億327万3,000円、歳出総額14億7,962万3,000円で、実質収支額は2,365万円の黒字となっております。国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額29億8,169万1,000円、歳出総額29億1,908万円で、実質収支額は6,261万1,000円の黒字となっております。老人保健特別会計については、歳入総額23億401万円、歳出総額23億1,333万2,000円で、実質収支額は932万2,000円の赤字となりました。そのため、平成20年度の予算の歳入を繰り上げて不足分を補う繰上充用の措置をとっております。介護保険特別会計保険事業勘定については、歳入総額12億9,246万9,000円、歳出総額12億5,734万3,000円で、実質収支額は3,512万6,000円の黒字となりました。介護保険特別会計サービス事業勘定につきましては、歳入総額1,162万5,000円、歳出総額1,162万5,000円で、実質収支総額はゼロ円となりました。以上、平成19年度の各会計の決算収支の概要を報告いたしましたが、決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び「主要施策の成果に関する説明書」を提出しておりますので、ご審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、決算の内容につきまして「平成19年度主要施策の成果に関

する説明書」によりご説明をいたします。

まず、一般会計の決算の内容についてご説明いたします。「平成19年度主要施策の成果に関する説明書」3ページをお開きください。歳入の状況でございますが、一般会計歳入決算額一覧表の決算額は、欄外に注記しておりますとおり、地方財政状況調査の数値で作成しているため、決算書の決算額と異なるところがありますが、ご了承くださいと思います。まず、歳入総額でございますが、78億841万3,000円で、前年度と比較し907万4,000円、0.1%の増額となっております。主な内容につきましては、1款の町税が44億5,943万9,000円で、対前年度3億2,041万6,000円、7.7%の増額となっております。主な増額の理由は、三位一体改革に伴い、所得税から個人住民税へ税源移譲されたことによるものでございます。2款の地方譲与税につきましては7,275万1,000円で、対前年度比2億2,300万3,000円、75.4%の減額となっております。主な減額の理由は、三位一体の改革に伴う税源移譲により所得譲与税が廃止されたことによるものでございます。10款の地方交付税につきましては4億7,874万4,000円で、対前年度比1億7,286万2,000円、26.5%の減額となっております。20款の諸収入につきましては4億7,491万8,000円で、対前年度比3億729万9,000円、183.3%の増額となっております。主な増額の理由は、海田地区消防組合解散に伴う退職手当組合積立金等還付金と海田町土地開発公社の解散に伴う残余財産によるものでございます。21款の町債につきましては4億1,420万円で、1億6,040万円、27.9%の減額となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。25ページをお開きください。21ページの一般会計目的別歳出決算額一覧表の決算額も、欄外に注記しておりますとおり、地方財政状況調査の数値で作成しているため、決算書の決算額と異なるところがありますが、ご了承くださいと思います。まず、歳出総額につきましては75億4,589万円で、前年度と比較し2,653万7,000円、0.4%の減額となっております。主な内容につきましては、3款の民生費が20億1,942万6,000円で、対前年度比9,897万5,000円、5.2%の増額となっております。主な増額の理由は、ひまわりプラザに子育て支援機能を付加し、教育費から民生費に予算を組み替えたことなどによるものでございます。8款の土木費につきましては8億5,058万9,000円で、対前年度比2億341万円、19.3%の減額となっております。主な減額の理由は、町道258線道路改良事業費や海田市駅エレベーター整備事業など建設事業費の減額によるものでございます。10款の教育費につきましては7億8,025万8,000円で、対前年度比5,707万2,000円、6.8%の減額となっております。主な

減額の理由は、民生費でご説明いたしましたとおり、ひまわりプラザに子育て機能を付加し、教育費から民生費に予算を組み替えたことなどによるものでございます。12款の公債費につきましては15億6,316万2,000円で、対前年度比8,371万4,000円、5.7%の増額となっております。主な増額の理由は、平成15年度に借入した福祉センター建設事業債などの元金償還が始まったことなどによるものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございますが、人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費につきましては39億3,165万7,000円で、対前年度比1億607万6,000円、2.8%の増額となっております。投資的経費につきましては4億7,703万4,000円で、対前年度比2億4,144万7,000円、33.6%の減額となっております。その他の経費につきましては31億3,719万9,000円で、対前年度比1億883万4,000円、3.6%の増額となっております。

続きまして、59ページをお願いいたします。59ページ以降が事業別の説明となっております。個々の説明については省略をさせていただきます。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算についてご説明いたします。261ページをお願いいたします。歳入の状況でございますが、歳入総額は15億327万3,000円となっております。主な内容につきましては、使用料及び手数料が4億1,936万2,000円、国庫支出金が1億6,000万円、繰入金が3億1,139万7,000円、町債が5億120万円となっております。267ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、歳出総額は14億7,962万3,000円となっております。主な内容につきましては、事業費が6億2,388万5,000円、公債費が7億4,775万3,000円となっております。平成19年度末現在で海田町の下水道は385.63ヘクタールが整備され、1万480世帯が処理可能世帯となり、下水道普及率は85.1%となりました。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。283ページをお願いいたします。歳入の状況でございますが、歳入総額は29億8,169万1,000円となっております。主な内容につきましては、国民健康保険税が8億677万6,000円、国庫支出金が6億1,333万9,000円、療養給付費等交付金が10億3,465万円、共同事業交付金が2億1,036万3,000円、繰入金が1億7,310万5,000円となっております。次に、289ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、歳出総額は29億1,908万円となっております。主な内容につきましては、保険給付費が19億3,723万2,000円、老人保健拠出金が5億3,926万2,000円、介護給付金が1億2,748万6,000円、共同事業拠出金が2億

4,948万円となっております。

続きまして、老人保健特別会計決算についてご説明いたします。315ページをお願いいたします。歳入の状況でございますが、歳入総額は23億401万円となっております。主な内容につきましては、支払基金交付金が12億5,351万7,000円、国庫支出金が7億178万4,000円、県支出金が1億7,367万7,000円、繰入金が1億7,383万6,000円となっております。次に、319ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、歳出総額は23億1,333万2,000円となっております。主な内容につきましては、医療諸費が23億99万9,000円となっております。なお、平成19年度国庫支出金等の交付決定額の一部が平成20年度に交付されることとなり、932万2,000円の赤字となりましたので、平成20年度の予算の歳入を繰り上げて不足分を補う繰上充用の措置をとっております。

続きまして、介護保険特別会計保険事業勘定の決算についてご説明いたします。329ページをお願いいたします。歳入の状況でございますが、歳入総額は12億9,246万9,000円となっております。主な内容につきましては、保険料が2億8,458万9,000円、支払基金交付金が3億6,873万5,000円、国庫支出金が2億4,824万円、県支出金が1億7,944万1,000円、繰入金が1億7,273万円となっております。次に、336ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、歳出総額は12億5,734万3,000円となっております。主な内容につきましては、保険給付費が11億7,823万9,000円となっております。

続きまして、介護保険特別会計サービス事業勘定の決算についてご説明いたします。365ページをお願いいたします。歳入の状況でございますが、歳入総額は1,162万5,000円となっております。内容につきましては、サービス収入が535万2,000円、繰入金が627万3,000円となっております。次に、367ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、歳出総額は1,162万5,000円となっております。内容につきましては事業費となっております。

以上、簡単でございますが、平成19年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。平成19年度決算につきましては、去る7月22日から29日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成19年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。西山監査委員。

○監査委員（西山）監査委員の西山でございます。先に町長に提出しております平成19年

度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は、7月22日から29日にかけての5日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町老人保健特別会計、海田町介護保険特別会計のそれぞれ歳入歳出決算を対象として行いました。町長から送付されました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかどうかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどにより審査を実施いたしました。そういたしましたところ、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。引続き、町民生活に密着した事業の実施や、少子化に対応した福祉施策の充実、学校教育環境の充実のためには、財源の確保に一層努力を傾け、予算執行においても経費の節減・効率化を図り、健全で弾力的な財政運営に努める必要があります。そのためには慎重な予算計上とその計画的な執行が重要であると考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。委細につきましては意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の認定につきましては、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをいたしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）決算の意見書についてお聞きしますが、毎年不納欠損額が余り減らないんですが、これにはどのような努力をされたか、どのような報告があったか、お聞きいたします。

○議長（原田）西山監査委員。

○監査委員（西山）おっしゃるとおりでございます。不納欠損、収入未済額が増えております。収入未済額におきましては、町税が3億、収入がたくさんあったものですから、収入未済額も少しずつ増額はしておりますし、不納欠損額に対しても増額しております。そこを指摘いたしました。そういたしますと、パーセント、ポイントに對しましては前年度より徴収努力をされているんですけれども、金額的には増額をしているということ

でございました。1点、最近この数年間、就労ビザで海田町に多くの外国人登録の就業者の方が増えられまして、その方たちの収入未済額、不納欠損額も少しずつ伸びているという状況で、結果として本年度はこういう数値の結果になっております。それは指摘もいたしましたし、本当に努力をされて頑張って徴収されているという結果の報告を受けました。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それでは、もう1件だけお願いします。先ほどのこの19年度の説明で25ページの支出で、今のに関連していますが、土木費の不用額といいますか、あれが非常に多いんです。そして、この決算説明書のこれと照らしてみますと、この不用額の方が大変膨らんでいる箇所があります。それに対して執行部の方では、私は毎年言いますが、入札残が非常に多いと思います、多分。それで、入札の件に残を少なくするために努力が必要だ、業者の育成が必要だと私は再三言ってきましたが、その努力をされたか、されんか。されたか、されんかでいいです。また次の機会にあれしますので。言うことがわかりませんか。入札執行残を少なくするためにどういう努力をされたか。私が聞くのは、入札方法にも業者育成の方法にもいろいろな方法があると思います。例えば業者を育成するためには適当な、入札執行残が多ければ安く仕事をしてもらえばええだけのものじゃないんですよね。ええ仕事をどれだけ効率よくしてもらうかが課題になっています。そこらで私が言うのは、何回も言いますように、入札価格を公表してやられたら、県でもやっていますが、そういうふうな方法をやられたら、私は、適正な仕事をもらえるし、業者の育成もできる、意欲がわいてくる、このように思いますが、そのような努力はされましたかということを聞きたいんです。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）入札制度の改革といいますか、変更につきましては、これまでもお話をしております。議会でもいろいろご提案をいただいております。平成19年度におきましては従来の価格だけの比較による入札方式だけではなくて、総合評価方式といいまして、価格プラスいろんな、技術力であるとか信用力であるとか、そういったものをあわせた総合評価方式の入札というのを1件実施しております。今後につきましてもそういった、価格のみの競争ではない入札についても随時取り入れていく考え方をしております。それと、先ほど議員さんが言われました予定価格の公表といいますか、そういったことにつきましても、現在、来年度に向けて入札制度についていろいろ

ろ検討を加えているところでございます。予定価格の公表がいいことなのかということも十分検討していかななくてはいけないと思っております。今その検討段階でございますので、これは21年度に向けてそこらの整理をしていきたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）監査委員さんにお尋ねいたしますが、総括意見の中で、景気はこのところ弱含んでいると。この弱含んでいるというのは株式用語で、余り私はなじまないので。これはさておいて、その後に、企業収益は減少し、設備投資はおおむね横ばいとなっている。また、雇用情勢は厳しさが残る中で、このところ弱含んでおると。弱含むというのは、緩やかに改善をしながら、一部に弱い点があるという意味でありますけれども、企業収益が市場空前の利益を上げておるんですね。だけれども、それが税に反映されていない。また、雇用状況も非常に悪化して、5割以上が今非正規社員ですね。そのために、収入が大幅に落ち込んでいる。私は、悪化しているにもかかわらずこういう表現を使うこと自体がまずいのではないかと、正しく情勢を見ていないんじゃないかと。しかも、ここ春から諸物価がどんどん上がって悲鳴を上げておる。景気はますます悪化しておるのに、なぜこういう表現になったのかをまずお尋ねするのと、私は今、決算カードを平成13年度から18年度までずっと取り寄せて見ておると、市町村の財政危機や悪化の問題、平成13年に地方交付税が8億あった、あるいは国庫支出金が4億あったのが、ますます悪化して、地方交付税が18年度、19年度を比べると大幅に減ってきておる。こういう悪化の問題は監査委員としてやっぱり指摘をしなければならないというように思うんですが、その辺が抜けておるので、どうなのか、この2点をお尋ねします。

○議長（原田）西山監査委員。

○監査委員（西山）先ほどの意見書の中で弱含んでいるという。でも、確かに景気がまた悪くなったのは平成20年度に入ってからでして、平成19年度は景気が少し上回ってありました。海田町におきましては法人税が、予算現額では3億8,484万を計上してありましたけれども、調定額は4億7,000万ということで、収入済額も4億7,000万余り入っておりますので、この19年度におきましては企業もやはり収入が多かって、海田町に法人税も増額に入ってきております。これはこの法人税の収入状況を見ていただければわかると思います。雇用関係も、すべてではございませんけれども、団塊の世代の退職も含め、企業が少しは上向いたということで雇用も少しは改善していると判断をいたしておりますし、今まで低迷を続けてきた企業におきましては随分の増収に合ったものを設備

投資に回したということもありまして、こういう記載にさせていただきました。

次に、交付税云々の、国からの交付税が少なくなったのを意見として書くべきではないかというご意見でございますけれども、あくまでも監査委員といたしましては、この数値に対してどのように町が執行されたかということに重きを置くものでして、国に対しての意見を海田町の決算に対しての意見に組み入れるということは私は疑問に思えて、それは記入いたしておりません。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）三位一体改革という状況で今日こういう財政悪化の要因になっておるわけですが、三位一体の問題も出ておりません。この問題についてはどのように監査委員さんはお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（原田）西山監査委員。

○監査委員（西山）私個人といたしましては……。

（「個人じゃない、監査委員じゃろう」と呼ぶ者あり）

○監査委員（西山）監査委員の立場といたしましては、地方分権を進めるためには税源移譲、各自治体が自治体で集めた税金を各その自治体の首長が施策に思ったとおりに使える、今までのように交付税を処置されて、これに使いなさいと言われるような自治体ではなくて、地方分権を進めるためにはこの三位一体はなくてはならないと判断いたしております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○4番（岡田）今の総括意見のところで、2ページの上のところで、一般会計では歳入は町民税が増えて評価をされておるといふような書き方がしてあるんですけども、いろいろ税源移譲でやられて住民税が増えたんですけども、その中で、今までいろいろあった、例えば減税の部分がなくなったわけなんですよ。例えば老年者控除なんかはなくなって、その部分の収入が増えておるわけなんですけれども、西山監査委員は議会選出の監査委員なんですけれども、住民の皆さんの負担が増えておるわけなんですよ。それで町税が増えて、これは評価されるということは何かおかしいんじゃないかと思うんですけどもね。みんなの負担が増えたから、今まであった制度なんかがなくなって、そこへ生活費そのものに税金がかかってくるようになって、だから町民税が増えた。これは一定評価できるというふうな監査方法は監査の着眼点がおかしいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうですか。

○議長（原田）今の質疑は、決算審査の中身と意見書に対することなんですが、監査委員さんの政治的な判断を聞かれたように思いますので、言葉をどうにか変えられんですか。岡田議員。

○4番（岡田）議会選出の監査委員ですから、やはり住民の立場というか、そういうふうな立場で監査をしてもらうべきだと思うんですけども。町の推薦した監査委員じゃないですからね。そのところを。

○議長（原田）答えられますか。西山監査委員。

○監査委員（西山）私は、議選で監査委員はさせていただいておりますけれども、この監査委員の交付は町長からの交付でございます。ですから、確かに例月出納検査、定期監査、決算審査の中身においてはいろいろ発言はさせていただいておりますけれども、あくまでも町長から辞令を受けた監査委員としての意見を記入させていただいております。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私は町の推薦の監査委員と議会選出はそれぞれ立場が違うと思うんです。やはり町民の皆さんのどういうふうな施策をして推薦せにゃいけないかというのが一番だと思うんですけども。

○議長（原田）決算審査の話なので、今の質疑については監査委員からお答えする必要は私はないと思いますので、ほかに質疑があれば、ほかの質疑をお願いします。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）3点ばかりお願いします。自治法233条で解説に「町長は監査委員の審査意見書を熟読し」と書いてあるわけです。よく熟読なさった上でこの議会に臨んでおられるんだと思って質問いたします。

まず第1点は、先ほど質問が出ましたけれども、不用額です。この20年間ずっと不用額の推移を見てみたんですけども、一番高いときは3億台から、今は1億6,000万台になっているので、好ましい状況ではあると思うんですけども、1億6,000万に、それに流用増減があるんですよ。これはプラスマイナスで2,200万大体あるわけです。そういう予算執行上、不用額なり流用増減について町長はどのように考えておられますか。どうですか。それよりまだ少なくすべきだと。完全にゼロというのは無理ですよ。一番高いときは3億台から落ちてきているので、いいことなんです。もちろん上がったりがったりしていますよ。だけど、1億6,000万という、それに流用増減がかなりあるんですよ、ここにプラスマイナスで。そういうようなことも含めて予算執行上どのよう

に感じておられるのか。

2つ目は、監査委員の意見にもありましたけれども、財政力指数、経常収支比率、公債費比率、これは軒並みに悪くなっているんですよ。3つがみんな悪くなっている。こんなことも珍しいんですけどね。特に経常収支比率というのは予算執行上の要するに硬直化ですよ。最も警戒すべきことなんです。自主財源は増えているんですよ。ですけども、人件費みたいな固定費的なものに使われていて、弾力性を失っているんじゃないかという心配があるわけです。その辺についてどのように考えているか。特に公債費比率というのは10%が大体の目安なんですけれども、18.3%ぐらい、危険水準に近づいているんじゃないかと。そういうことで、3つの指数が、今、公債費比率は実質公債費比率の方に重きを置いていろいろあるんですけども、実質公債費比率と公債費比率の関係がはっきりしないものですから、その辺はこの3者が軒並み皆悪化しているということについてどのように考えておられるか。

3つ目は、この決算書と、よく問題になるんですけども、バランスシート、行政コスト計算書、この3者をどのように活用し、調製なさっているのか。決算書、バランスシートが行政コスト計算書にどのような方法でいつ反映されるのか。

その3点をお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）1点目の質問でございます、予算執行の件になろうかと思います。不用額が多く出てきている、あるいは流用増減を行っているということでございますが、予算編成を行って予算を執行に移す段階で、当然社会情勢の変化であるとかいろんなことが起こってきます。そういった中で予算に計上している事業、それをやめてほかの事業をせにゃいけんというふうなことも発生してくるケースもございます。そういったことで、流用というのは仕方がないことであるかと思っております。それから、不用額については、予算配当を行ったものを全部使い切るというのがいい方法ではないと思っております。その中で経費節減の努力、先ほども話が出ましたが、入札を行って経費を抑えるというふうなことも1つの考えでありましょうし、いろんな努力をしている中で経費の節減に努めて不用額を出してくる。その不用額は、できれば最終の補正予算で補正を行って減額するというふうなことも行わなくてはいけないと思いますが、そういうふうなことのできないケースもございますので、不用額というのはある程度は仕方がないものであるというふうに考えております。

それから、監査意見書で言えば10ページになりますか、財政力指数、経常収支比率、公債費比率等、軒並み数字が悪くなっているじゃないかというふうなことでございます。確かに経常収支比率につきましては、18年度決算83.0%から、19年度決算では86.8%というふうな大きな伸び、公債費比率等についても伸びが出てきております。まず、経常収支比率につきましては、10ページにも書いてありますとおり、これは経常経費充当一般財源、経常的な経費に使う一般財源の額、それは人件費であったり、そういったものでございますが、そういうものが歳入の中の経常一般財源の額の何%を占めておるかというふうなことで、言われるとおり、弾力性を図る比率でございます。今回大きく上がった要因につきましては、分子の部分につきましては、人件費等につきましても経費等の節減、あるいは職員の人数の削減等を含めて人件費等でかなり努力した部分がありますが、ほぼ分子の部分については同額ぐらいになっております。ただし、経常一般財源の額でございますが、これの一番大きな要因は、普通交付税の額が約2億円減額となっております。その2億円の減という部分が大きな要素となって今回の経常収支比率の増というふうになったと考えております。公債費比率につきましては、先ほども申しました福祉センターの借入、15年に借り入れました公債費の元金償還が始まったということで、公債費自体の伸びも出てきております。ここにもありますように、公債費比率の、これも分母の部分でございますが、標準財政規模、これは一般財源の額をもとにして出しておる数字でございますが、ここについても今の普通交付税の額の減額というのが大きなき要因となって、分母の方が少なくなっているというふうなことがありまして若干上がってきているというふうな状況でございます。ここらについては、今後の予測ですが、先ほども言いました普通交付税の額あるいは税収の額等にも影響が出てこようかと思いますが、大体公債費比率についてはここらあたりがピークで、ここ何年間はこれぐらいの数値で、これ以上上がるということとはできるだけ抑えていきたいというふうには考えております。

それから、最後に決算書とバランスシートあるいは行政コスト計算書の関係でございますが、決算がまとまりましたので、これをもとに今後19年度のバランスシートあるいは行政コスト計算書の作成をしてまいりたいと思います。できるだけ早い時期にお示ししたいと考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）何か私が質問していることと全然関係のないことばかりおっしゃって

いるんですね。私が聞きたいのは、1億6,000万の不用額、流用増減が2,200万、こんなことは、先ほど入札残とか何とか、そんなことがあったわけです。それとの関連で、1億6,000万とか流用増減2,200万ぐらいのことについてどのように考えているのか、目標値を決めて、大体1億を割るぐらいの気持ちでやっているんだというような、そのことが欲しかったわけです。どうだこうだという事実関係を説明されるよりも、その目標的なものをお持ちで、努力なさっているんですかということを知りたいわけです。

それから、2つ目の、監査委員の意見書を見れば大体わかることを述べ立てられたんですけれども、要するにこんなに指数が悪化している、これについてどう考えるのか、どういう対策を講じようとしているのかということなんです。それについてはどうですかということを知りたいんです。

3番目の決算書とバランスシートと行政コスト計算書についても、いつ、どのような方法で反映させるんですかということについて答えていないでしょう。ただ早い時間にやろうと思いますぐらいじゃ。いつの時点でどのような方法で反映させるんですかという意味です。どうですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず1点目の、目標額の設定をしているかということでございますが、これについては、幾ら幾らという具体的な数値は上げておりませんが、できるだけ少ない方向では考えております。

それから、2点目の各比率が悪化しているということでございますが、これについては、これまでも財政の厳しい中、財政健全化計画あるいは実施計画の見直し等を行って、これ以上悪くならないような努力をしてきているつもりでございます。ですから、これからのこの数値ができるだけ悪くならないような形で財政の健全化に努めてまいりたいと。財政健全化計画等に基づいて、あるいは行政改革実施計画に基づいて進めていきたいと考えております。

それから、決算書とバランスシートあるいは行政コスト計算書の関係ということでございますが、これは18年度決算におきましても、決算書ができた段階でバランスシートあるいは行政コスト計算書というのは作成しております。決算に基づいてそれを作成して、これについてはホームページでも公表させていただいております。これと同じスケジュールで、19年度につきましても、今回認定いただきます決算書、決算の数値をもとに行政コスト計算書あるいはバランスシート等を作成して、できるだけ年内にはそれを

公表できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）同じような回答なんですけれども。要するに不用額は、町長がおっしゃったように、少なくすることはわかっているんです。だけど、大体予算の何%ぐらいに抑えたいとか、普通はそういうことをやっているんです。だから、1億6,000万という数字はどうですかと今聞いているわけです。流用増減も必要ですよ、それは。全然ゼロということはありません。だから、そんなことも含めてどうですかということを行っているわけです。

それから、2番目の各3指数の関係ですけれども、増えたり減ったりしてあれなんです。趨勢として19年度決算が全部悪化しているんですよ。これは珍しいことでしょう。しかも、特に公債費比率なんていろいろ、早期償還とか何とかおっしゃっているんですけども、これは10%目安に対して18.3。これは12.4から、ここに書かれているように、15年度からずっと増えているんですよ、18.3%まで。いろいろ努力なさったんですけども、このようになっている状況についてどう思いますか、どういう努力をしようと思っておりますかということなんです。ただ減らす、増えないようにやりますって、それはだれでも言えることなんですけれども、具体的にどういうことを考えているんですかと。決算ですよ。予算じゃないんですから。これを予算に反映させないといけないでしょう。だから、そういうことを、冒頭に申し上げたように、町長は意見書を熟読玩味してこれに臨まれたんでしょうということですよ。いかに予算に反映させるかとか、いろんな意義があるわけです。それについてどう考えるかということ質問しているわけです。

それと、3つ目の決算書とバランスシートとの関係については、今までの決算書ではいろいろ不足している面があったということでこれができたわけですからね。例えば現金のフローだけを今までの決算書は見ているから、それをカバーするためとか、それから、ストックの面でなかなかわかりにくい面があったとか、いろんなことがあるわけです。だから、海田町の場合はバランスシートとか行政コスト計算書をつくられるのはわかっているわけです。今までつくってこられたんだから。だけど、19年度決算のように悪化している、そういうような状況をバランスシートとかそういうものに、町民に知らせるためにはどういうような方法といいますかね。これはただ載せて「はい、これで」というわけにはいかないんじゃないかと私は思っているんです。19年度決算があま

りにも悪いから。その辺はどうですか。もう3回目ですから。

○議長（原田）西山監査委員。

○監査委員（西山）先ほどの公債費比率の悪化の原因を答弁させていただきます。公債費比率は、元利償還金額を分子にいたしまして、分母は標準財政規模云々ですけれども、先ほど行政が答弁いたしましたように、この標準財政規模というのは、交付税が2億減になったというのが、分母が小さくなったというのが1つの原因の大きいものがございますが、今度はこの元利償還金額は繰り上げ償還部分はいれないということですが、今後の償還部分を少なくするために、この説明書にもありますけれども、説明書の257ページに、今回繰り上げ償還を随分やっております。この計数には入らなかったんですけれども、繰り上げ償還したことによって来年度の償還部分が少なくなっていくという努力をしてのこの数値でございます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず1点目の、1億6,000万の数字をどうとらえるかということでございますが、今回につきましては1億6,000万、これが多いか少ないかという判断はそれぞれあるところだと思っておりますが、今回についてはいろんな事業を執行したところでの残りでございますので、これについては、適正とは言えませんが、そういった数字であると考えております。

それから、公債費比率につきましては、先ほど監査委員からもお話がございました。各種努力をしてきております。今後も公債費の高騰を抑制するということは、1つは繰り上げ償還、1つは借入の抑制、この2つだと考えております。ですから、これはここ数年実施してきていることでございますので、これについてはこれからも続けていって、できるだけ公債費の抑制を図っていきいたいというふうには考えております。

それから、決算書、バランスシート、行政コスト計算書のことでございますが、多分桑原議員さんにつきましては、これは新公会計制度との絡みを考えておられるのではないかと考えております。新公会計制度については今後、目標年度までには海田町でもできるだけ早い時期に新たな公会計制度について移行していきいたいというふうには考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

2件、仮設工事2件を実施いたしました。そのほか、3カ所の配水池に監視カメラを設置し、砂走及び三迫ポンプ所と国信浄水場を結ぶ遠方監視装置を取りつけました。浄水設備工事といたしましては、蟹原浄水場緩速ろ過池の改修のほか、蟹原・国信浄水場に防犯カメラを、瀬野川右岸に河川監視カメラを設置いたしました。送水設備工事といたしましては、瀬野川横断送配水管布設替工事を行いました。また、取水設備工事といたしまして、国信取水ポンプの取りかえを行い、建設改良の総事業費は前年度より1億2,000万円ほど多い2億7,540万円となりました。

財政状況につきましては、事業収益が4億2,253万円で、前年度に比較して722万円、1.7%の減収となりました。一方、事業費用につきましては3億7,883万円で、前年度に比較しまして1,739万円、4.4%の減額となりました。以上の結果、収支差引き4,370万円の純利益を生じております。また、資本的収支につきましては、収入総額は企業債を1億3,000万円借り入れたために1億3,479万円となりました。一方、支出総額は3億3,989万円で、差引き不足額2億510万円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

簡単ではございますが、以上で平成19年度水道事業会計決算につきまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。平成19年度海田町水道事業会計決算につきましても、去る7月14日から15日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成19年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思っております。西山監査委員。

○監査委員（西山）監査委員の西山でございます。引続きまして、先に町長に提出いたしました平成19年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。

審査は、7月14日から15日の2日間で実施いたしました。審査に当たりましては、決算書類の計数が正確であるか、財政諸表が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合・確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査・検査の結果も参考にして慎重に行ったところでございます。その結果、決算書及び附属書類は計数が正確で、財政諸表は経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められました。引続き、企業意識の高揚を図

り、施設の運用管理面における諸経費の節減について一層努力し、効率的な経営に努め、計画的に事業を進めていく必要があると考えるところでございます。

以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げました。委細につきましては意見書をご覧いただきまして、決算認定の参考にしていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計決算の認定につきましても、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いをしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。今報告がありました18ページのところの財政状況の説明なんですが、水道会計は企業会計でございますので、まず、収入面が1.7%の減少、それから、支出面におきましては4.4%の減少、こういうふうに書かれている。その4.4%の減少の中の内訳が職員の減少によるものというふうに記載されております。また、物件費、支払利息等の減少というふうに。支払利息等の減少というのは、これは元金を償還していけば減少していきますので、恒常的に考えられるというふうに理解できますが、職員の減少に伴って今年度スポット的に黒字が発生しているようにうかがえます。やはり収支バランスがとれることによって黒が出るわけで、今ここへ書かれているのは収支バランスがとれていないですね。収入が1.7%の減少、支出は4.4%の減少ということだと。なおかつ、今後将来見込まれる古い管の布設替、こういったものの設備投資が当然歳出にあらわれてくるというふうに理解されます。そこらを踏まえて、今年度、報告ではスポット的に黒が出ているというふうに見えますが、将来にわたってのそういった方向のところは今回の報告の中にきちっと、どうしなければいけないというようなことを明確に示されるべきではないかというふうに思います。要するに収支バランスがうまくとれていない。その解消をきちっとこの報告書の中にはうたうべきであると考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（原田）水道参事。

○参事（新浜）収支バランスがとれていないというご指摘でございますが、収入につきましては1.7%、これは主には給水収益が減少したためでございます。一方、事業費用につきましては、先ほど申しましたように、人件費が減少したということで約1,700万円

ほど減少いたしております。収支バランスがとれていないということ、この場合、19年度におきましては管理職が1人減になったということで費用が減少したという結果になっております。ただ、そのまま管理職がおれば同じような率で推移しているのではないかと考えております。この管理職の減というのも一過性のものでございまして、今後につきましてはやはり、給水収益は伸びる方向には行っておりませんが、費用につきましてもできる限り削減に努めてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）要するに、職員の減は今年度単年度ですね、スポット的に効果があらわれてきているわけなんです、これは職員の人件費等が今後減っていくというふうに理解されるのならそれはいいんですが、逆に人数が減って、その人件費は今後は逆に増えていくわけですね。給料が減るわけじゃないですから。だから、増える傾向にあるということがまず1点と、それと、古い管が随分ございまして、そういったところの布設替、こういった費用等が当然考えられるので、その抑制に努められるという気持ちはわかるんですが、現実にはそこへ物がもうあらわれてきているわけなので、そこらをどのように理解されているのかをきちっとやっぱり方向としてこの報告書の中へ打ち出していきたいという気持ちがあって質疑をしているわけなんです、いかがでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）水道会計は私が管理者をさせていただいて今日があるわけですが、今、参事から説明がありましたように、人件費の問題とか、今ご指摘のような古い管とか設備の老朽化がかなり進んでいます。そのために、水道事業は一日も休むことができませんし、町民に迷惑をかけちゃいけないということで、おいしい水を提供するためにいろんな施策と申しますか、やり方とかいろんな形でやっていますので、今おっしゃるような方向で、とにかく安全で安心な水を提供するのが使命ということで、改善とかというものを努力していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）ほかに。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）細かい点は決算委員会でまたお聞きしますけれども、18年度と19年度の決算を比較した場合、経常利益、純利益とも1,000万余増になっていますね。その主要因というのは、営業費用の中の3つの項目で1,600万円ぐらい減があるわけですね。特に配水及び給水費が1,000万、それに匹敵することが大きく影響していると思うわけです。それで、第1点は、配水及び給水費のコストダウンを少し詳しく、今いろいろ述べ

られた中でおっしゃったのかもしれませんが、この給水費1,000万のコストダウンの内訳を知りたいわけです。それが1つ。

それから、2つ目には、こういう今までの決算を見て町民の人が一番関心を持っておられる水道料の関係、値上げとかそういうことについては担当者はどのように考えておられますか。

○議長（原田）水道参事。

○参事（新浜）配水及び給水費のコストダウン1,000万ほどでございますが、これは人件費でございます。

それと、値上げに関しましては、19年度は4,300万ほどの利益が出ております。それで、20年度につきましてもやはり19年度と同じぐらいの利益が上がるんじゃないかと予想しておりますが、ただ、今後、ビジョンに沿いまして事業をやっていった場合、このビジョンで示しておりますのが、平成24年ごろには約20%ぐらい料金を上げるようになるというような数字が出ておりますが、これはできるだけ上げ率を低くして期間を延ばしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

この際、認定第1号、平成19年度決算の認定、認定第2号、平成19年度海田町水道事業会計決算の認定につきましては、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議し得ることにしたいと思います。

なお、委員の指名につきましては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、本件は、議員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員については、委員会条例第5条の規定により、1番桑原公治議員、3番三宅議員、5番西田議員、7番桑原克之議員、10番宮坂議員、12番崎本議員、15番佐中議員、以上7名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、そのように決します。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長・副委員長互選のため、
暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にご参集ください。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 38 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま決算審査特別委員会の委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に佐中議員、副委員長に三宅議員と決しております。以上で平成19年度決算の認定についてを終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 39 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。5番、西田議員。

○5番(西田) 5番、西田です。大きく6つの質問をいたします。

まず第1点目、ふるさと納税制度について伺います。平成20年度から実施されているふるさと納税制度は、応援したいまちの自治体に寄附をすると、寄附先の自治体へ間接的に納税する効果があるとされています。つまり、生まれ育ったまちに恩返しをしたい、大好きなまちの力になりたいといった気持ちを寄附の形にして自治体を応援する制度と言われています。本町もふるさと納税の制度に対応して、町のホームページや8月の「広報かいた」で寄附に対する紹介、控除、方法、使い道、申し込みや問い合わせなどが示されています。特に町のホームページには寄附金控除について具体例が詳細に示されています。一方、定例議会の一般質問では、平成19年6月でミニ地方公募債、財政破綻をしかかっている持続不可能な都市も多くある中、平成20年3月で、環境、経

済・財政、暮らしを考えた持続可能な都市への取り組みや、平成19年、20年に里山の整備とその組織づくりに関して質問し、ふるさとへの取り組みの重要性を訴えてきました。以上のことから、ふるさと納税制度による寄附の目的、控除、使い道に関して次の質問をいたします。

1 点目、寄附の紹介に、健全な財政運営を続けていくには歳入確保に一層の力を入れる必要があるとありますが、「心のふるさと」か「大好きなまちへの力」など、考え方とその目的は何なのか、伺います。また、ふるさと納税制度の理解度のバロメーターとなる寄附金をどのくらい想定されているか、お伺いします。

2 点目、所得税、個人住民税の軽減、特に寄附をする立場からの効率を考えると、各々の税における控除額（寄附金額）を具体的に示す必要があると考えます。所得税、個人住民税のいろんなケースにおけるきめ細かでよりわかりやすい具体例はどのようなになっているか、伺います。

3 点目、ふるさと納税の使い道やその運用は具体的にどのようなになっているのか、お伺いします。

次に、大きく 2 点目、里川の整備についてお伺いします。今年開催された洞爺湖サミットでは、環境破壊、地球温暖化、異常気象と、自然を守る活動が重要であると議論されました。我がまちは、山、川、海に囲まれ、その整備と保全は急務であります。そこで、定例議会の一般質問で平成19年 6 月、9 月に、温暖化に対する早期の対策を提案し、同年12月と平成20年 6 月にその関連の森林の整備とその組織づくりを求めて里山を守ることを提案してきました。町内に水源を持ち流れている三迫川、唐谷川の下流付近には現在、国が禁止しているコンクリートによる三面工法が施されています。その川にはホタル、メダカやカニなどの水中生物や、水草などの植物が生息できず、この状態をもとの自然に返す必要を感じます。一方、前の質問 1 のふるさと納税で言われている、生まれ育ったまちに恩返しをしたい、大好きなまちの力になりたいという気持ちを寄附金として自治体を応援していただくことも大事と考えます。以上のことから、里山とともに里川の整備に取り組まれてはどうかと考え、次の質問をいたします。

1 点目、コンクリートによる三面工法の底中央部を一部開削し、石や砂による動植物が生息できる環境を確保してはどうか、伺います。

2 点目、水辺を楽しめる場所を設置してはどうか、伺います。

3 点目、増水時の警報や注意を喚起できる方法を検討してはどうか、伺います。

4 点目、里川を守るボランティアグループや地域住民が協力できる体制を創設してはどうか、伺います。

5 点目、ふるさと納税を理解していただくという観点から、里川に親しみ、ふるさとへの心を育てる取り組みをしてはどうか、伺います。

次に、大きく 3 点目、生物多様性基本法についてお伺いします。生物多様性基本法は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、生物の多様性の恵みを将来にわたって享受できる自然との共生社会の実現を目指した基本法とされています。開発によってもたらされている生物の絶滅や多様性の破壊、外来種などによる生態系の攪乱、地球温暖化などの気象変動による多くの生物種の絶滅を含む重大な影響などを踏まえ、基本原則を明らかにし、課題解決への方向性を示されています。前の質問 1 のふるさと納税で言われている、生まれ育ったまちに恩返しをしたい、大好きなまちの力になりたいという気持ちを寄附金として自治体を応援していただくこと、また、前質問 2 で言いました里川の整備とその確立により従来の生物の保存をすべきと考えます。以上のことから、生物多様性基本法に基づく自然との共生社会の実現に向けて次の質問をいたします。

1 点目、我がまち古来の動植物の研究と持続可能な自然環境の保全についてどのように考えているか、伺います。

2 点目、1 を実現するため、小・中学校の課外授業などではどのように取り組まれているか、また、その活動の実態はどうか、伺います。

3 点目、ふるさと納税を理解していただくという観点から、我がまち古来の動植物に親しめ、自然との共生社会の実現に向けて取り組みはどうか、伺います。

次に、大きく 4 点目、電子自治体の構築についてお伺いします。総務省では平成 19 年 3 月に「新電子自治体推進指針」を策定しました。同指針では、2010 年度までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現することを目標としています。電子自治体システムは一般に次の 3 つに分類され、地方自治の根幹とも言える住民及びその財産に関する情報を取り扱う基幹系システム、自治体内部の事務処理に関する情報を取り扱う事務支援系システム、住民がインターネットや情報端末から直接アクセスするフロントエンド系システムとなっています。フロントエンド系システムでは自治体職員及び住民が利用で、身近な内容は自動交付機、電子申請、電子調達、情報提供、情報公開、電子相談、電子申告、図書館などが具体化されています。その中でも、住民基本台帳カードの利用状況では、証明書自動交付機や印鑑証明の交付が多く、広島県内でも導入が進み

つつあります。本町でも庁舎移転の問題がいろいろと議論されていますが、移転が完了する2013年ごろには電子自治体の実現はもとより充実も図られていると予測されます。以上のことから、電子自治体の構築に関して次の質問をいたします。

1 点目、電子自治体の構築に向けての県内の導入状況はどうか、伺います。

2 点目、電子自治体の構築に向けて、本町の進捗状況はどうか、伺います。

3 点目、2年後の2010年が目標とされている本町の電子自治体の実現はどうか、また、具体的に完成するシステムは何か、伺います。

4 点目、現在導入されている自治体で利用頻度が高い証明書自動交付機を公民館などに導入して利便性の向上を図ってはどうか、伺います。

次に、大きく5点目、予算のシーリングについてお伺いします。前の質問4による自治体システムでは、コストだけではなく価値とリスクがより具体的にわかることを目指しています。予算編成技術としては、予算の天井を決めるシーリング方式があります。無駄をゼロにする目標を掲げるには、今までの経験はもとより、前述の自治体システムの利用によるコスト、価値、リスクを参考にすべきと考えます。このシステムが確立しない数年前から、行政や事業別コスト計算書や、町債の繰り上げ償還など、財政健全化への取り組みや、今年3月に環境、経済・財政、暮らしを考えた持続可能な都市（サステナブル都市）への取り組みを提案し、一部改善も図られてきています。また、将来の財政上の課題が山積していると市町村財政比較分析表の評価で明言されています。町債残高を縮減し、公債費負担をどれだけ軽減できるかがかぎとなることから、今現在これに取り組まれて改善の傾向にありますが、現在、実質公債費は200億円超あります。一方、町債発行にも、長期計画から限界があることや、また、年度の基礎的収支バランスの黒字化が進む中、残予算も多く、この矛盾を抱えた予算に対して何らかの改善を図る必要があると考えます。そこで、再提案をいたします。残予算を町債残高の縮減に向け、公債費負担を低減化する方向へ回すことができないかと考えます。以上のことから、予算のシーリングに関して次の質問をいたします。

1 点目、予算にシーリング方式を導入してはどうか、また、来年度の予算編成はどのように考えられているか、伺います。

2 点目、シーリング方式の導入に当たって問題や課題は何が考えられるか、伺います。

3 点目、ふるさと納税を理解していただくという観点から、我がまちの財政状態とその改善への取り組みを紹介し、自治体への応援を求めてはどうか、伺います。

次に、最後の6点目、町財政の今後の方向性についてお伺いします。ふるさと納税を歳入源として安易にゆだねるのではなく、無駄な支出をなくすることや、使い道の決まらない財産を処分し、歳入を増やすなどの努力が必要と考えます。要するに、住民の理解が得られる財政の健全化を図る必要を感じます。このことから、次の質問をいたします。

1点目、前の質問5で言いました、残予算を町債残高の縮減に向け、公債費負担を低減化する方向へ回してはどうか、伺います。

2点目、ふるさと納税を理解していただくという観点から、住民一人ひとりが広報員として働きかけができる仕組みづくりを考えてはどうか、伺います。

以上、大きく4点に関してよろしく申し上げます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問の3点目の2番については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、ふるさと納税制度についての質問でございますが、1点目については、ふるさとに貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現するため、応援したい地方自治体に寄附を通じて、その寄附額の一定限度を居住地の個人住民税、所得税から控除できる制度です。寄附先については、生まれ育った自治体に限らず、ふるさとと考える自治体を応援していただくもので、寄附者が自由に選択できるものでございます。また、ふるさと納税としての寄附金の額については、この制度自体があくまでも寄附者のご厚意によるものでございまして、目標額を想定するものではありません。

次に、2点目でございますが、お答えする寄附金額は、納税者によって社会保険料控除などが千差万別であるため、参考にとどめていただきたいと思います。また、お答えするのは、夫婦と子ども2人の世帯で、子どものうち1人が年齢16歳以上23歳未満のいわゆる特定扶養者である標準的なサラリーマン家庭のケースでお答えいたします。まず、年収500万円の方の場合でございますが、このケースでは2万円を寄附された場合が効率的な寄附となり、寄附金の適用下限額である5,000円を引いた1万5,000円が軽減される額となります。内訳は、住民税が1万4,250円、所得税が750円です。次に、年収が700万円の方の場合でございますが、このケースでは4万1,000円を寄附された場合が効率的な寄附となり、寄附金の適用下限額である5,000円を引いた3万6,000円が軽減される額となります。内訳は、住民税が3万2,400円、所得税が3,600円です。次に、年収が1,000万円の方の場合ですが、このケースでは8万1,000円を寄附された場合が効率的な

寄附となり、寄附金の適用下限額である5,000円を引いた7万6,000円が軽減される額となります。内訳は、住民税が6万800円、所得税が1万5,200円です。

3点目については、広報やホームページでもお知らせしていますように、明日を担う子どもを育てる事業に活用していくこととしております。また、ふるさと納税により寄附していただいた資金につきましては、新たな基金をつくって運用するのではなく、補正予算を計上して当該年度の子育て関係事業に充当したいと思っております。

続きまして、里川の整備についての質問ですが、1点目については、ご指摘いただいた三迫川、唐谷川は広島県が管理する砂防河川でございます。現在、広島県では当該河川のような整備済み河川を防災上の問題以外で一部改修していくことは予算的にも困難な状態であるということでございます。

2点目につきましては、1点目と同様、困難な状態でございます。

3点目につきましては、砂防河川が土砂災害の防止を目的とし、親水性を前提にしていないため、現地に看板を設置する等の対策はとっておりませんが、住民への情報提供として県のホームページや携帯電話による情報メール通知サービスなどの取り組みを行っております。

4点目につきましては、ご指摘いただいた河川が親水性や自然環境に配慮されたものでないため、現時点では制度の創設を考えておりません。

5点目につきましては、ふるさとに対する思いは里川だけでなく、海田町にある貴重な自然や良好な景観といったいわゆる海田らしさをいかに守り、次世代の子どもたちに引き継いでいくかという地域づくりの観点から、今後検討していく課題であると考えております。

続きまして、生物多様性基本法についての質問でございますが、1点目と3点目については、生物多様性基本法は環境基本法の基本理念に則り、生物の多様性の保全及び維持可能な利用について、基本原則を定め、国民の責務を明らかにするとともに、豊かな生物の多様性を保全し、自然と共生する社会の実現を図ることを目的とし、本年5月28日に成立、6月6日に施行したものでございます。国・県の動向を見守りながら今後研究してまいりたいと思っております。

続きまして、電子自治体の構築についての質問でございますが、新電子自治体推進指針では、今後の重点的な取り組み事項として、行政手続きのオンライン化などを行う「行政サービスの高度化」、情報システムの見直しなどを行う「行政の簡素・効率化」、

情報格差の是正などを行う「地域の課題解決」の3点が掲げられております。中でも、ご指摘のフロントエンド系システム等、住民の利便性を大きく向上させる行政手続きのオンライン化の推進が最も大きな課題となっております。その他、システムの共同利用やセキュリティの強化についても推進事項として掲げられております。

ご質問の1点目につきましては、平成19年度時点で導入率の高いものから順に、図書館蔵書の検索・予約システムが21団体、電子入札システムが16団体、電子申請システムが11団体、公共施設の予約システムが9団体、電子申告が2団体となっております。

2点目につきましては、平成18年度に電算システムの改修を実施し、業務の簡素化や効率化とともにセキュリティの強化を行っております。また、平成19年度には町ホームページ管理システムを導入し、住民へのわかりやすい情報の提供に努めております。

3点目につきましては、今年度、図書館蔵書の検索・予約システムと電子入札システムが稼働するのをはじめ、来年4月には電子申請システムが稼働することになっております。また、電子申告システムにつきましては、来年度からの導入に向けて検討しているところでございます。なお、公共施設の予約システムにつきましては、今年度、県と4つの市が共同で利用しているシステムの更新を行うことになっており、現行システムより安価な経費で導入できる見込みであることから、来年度以降、早期に実現したいと考えております。

4点目につきましては、現時点で前提条件となる住基カードが余り普及していないことから、庁舎移転時に費用対効果を含めて検討したいと考えております。

続きまして、予算のシーリングについての質問でございますが、1点目につきましては、これまでも予算編成の基本方針として経常経費の5%削減といったシーリング設定をしたこともありますし、20年度予算編成におきましては、学校予算の一部の経費については、予算の枠配当を行うことにより予算要求限度額を設けております。平成21年度予算編成においても、予算の総額を財政健全化計画に定めた額を上限とし、また、総合基本計画に計上している事業については計画計上額を予算要求の上限とすることとしております。また、予算の枠配当対象事業を経常的な維持管理経費などについても拡げることを検討しております。

2点目につきましては、シーリング方式は当初予算編成については当てはまりますが、補正予算には適用されていないため、当初予算では歳出が抑制されても、その後の補正予算により歳出規模が膨らむケースが考えられております。

3点目につきましては、これまでも町のホームページや広報等において財政情報を公表してきましたが、住民の方々の理解を得ながら財政の健全化を一層進めていくためにも、財政状況や課題をわかりやすい形で公表し、開かれた財政運営を目指してまいります。

続きまして、町財政の今後の方向についての質問でございますが、1点目につきましては、これまでも繰り上げ償還の実施や町債の新規発行の抑制等を行い、一定の効果を上げておりますので、今後も財政状況を見ながら引続き取り組んでまいります。

2点目につきましては、ホームページや広報掲載による周知を図るとともに、広島県を通じて、東京広島県人会の会員向け広報誌である「東京広島県人会ニュース」の中でふるさと納税についてPRするページをいただいております。これを機会に本町のPRを行い、海田町への関心を高めてまいりたいと考えておりますので、仕組みづくりについては現在のところ考えておりません。

それでは、3点目の2番については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）3の2点目の自然環境に向けた小・中学校の取り組みについてお答えします。小・中学校の教育課程は、学習指導要領で定められた内容について最低限学習することになっております。ご質問の環境問題につきましても、理科や生活科の教科だけでなく、総合的な学習の時間や社会科あるいは家庭科など、義務教育の9年間を通じて指導し、自然環境を保全することの重要性について学習しております。また、課外授業は各学校で、同じものは実施しておりませんが、校外での授業として、例えば海田東小学校では三迫川や瀬野川に生息する生き物を採取して観測したり、ホタルの幼虫を採取し、飼育後にもとの場所に放流するなど、自然環境の保全の大切さについて体験させ、動植物と環境とのかかわりについての見方や考え方を養っております。また、他の小学校でも、瀬野川や校内に整備しているビオトープでそれぞれ動植物と自然環境についての体験活動を行っているところでございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）それでは、まず1点目のふるさと納税についてお伺いします。先ほど500万、700万、1,000万ですか、この所得によつての具体的な例をお示しいただいたわけなんです。住民のしおりというのが現在出ていると思うんですが、その中に、税源移

譲前と後でその階層が変わってきております。4段階ケースから6段階ケースというふうに変ってきておりますが、できれば、住民の方がわかりやすいようにするには、そういった6段階のところにおける効率的なポイント、それとか、住民税にかかわってはどうかとか、こういう形で具体例をお示しされてホームページまたは広報等で広報活動を進められてはどうかというふうに思うんですが、先ほど一応大まかなところは聞いたんですが、できるだけ住民の方が理解されやすいような方法で、今しおりなどに段階が分かれておりますので、そういったものを利用して説明されるのも1つの方法だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）累進課税方式の4方式から6方式になった、その過程での限度額についてはできるだけわかりやすい形で広報活動をしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）同じく、今ふるさと納税という形のことを質問したわけですが、従来ある普通寄附があると思いますが、その寄附との異なる点を説明していただきたいということと、法人に対してはどのようなになるのか、その2点をお願いします。

○議長（原田）総務部次長。

○総務部次長（朝倉）今回の改正そのものは寄附金控除の拡充という考え方の中にあります。ですから、もともと、ふるさとといいますか、地方公共団体に寄附された場合には一定額の寄附金については認められていました。しかし、今回の改正では特例措置分が増額となっていて、これは条例改正の中で詳しく説明してまいります、その部分が大きくなっていますので、もともと今回の平成20年度改正はふるさとに対する寄附をされた場合の特例的な控除部分が大きくなったというのが大きな改正点でございます。

それから、法人が地方公共団体に寄附された場合ですけれども、これは経費の一部になりますので、結果的には経費の節減ということになってまいります。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）それと、実際にふるさと納税が入ってきたときに、その入りと出の関係が明確にできるかどうか、その点をお伺いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども町長が答弁したとおり、歳入につきましては補正予算に計上

し、それにふるさと納税分とあわせて一般の寄附分もありますので、寄附金という形で歳入予算に計上させていただきます。歳出については、これは特定財源という形をとりませんので、現在行っております子育ての支援経費に充当させていただくということで対処していきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）ということは、一般予算と一緒に含めてそこへ充てるという形になるわけですね。そこらはある程度すみ分けがきちっとできて明確に提示ができるんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）当然、寄附金につきましては一般財源という扱いをとっておりますので、一般財源として扱うわけですが、今のふるさと納税として寄附をいただいたものでございますので、これについては年度が終了した時点で、幾ら幾らの寄附がありました、これについてはこうした事業に充当させていただきますという報告はさせていただきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）ありがとうございます。

じゃ、次に里川の整備に関してなんですが、1点目の三面工法の中央部を切った例が結構、ホームページ等にも改善したところの写真がよく出てきております。方法論はいろいろあるんですが、私も余り専門じゃないですから、詳しくはわかりませんが、蛇行低水路型とか、かごマット工法とか、実際には川を底の面で蛇行させるという、簡単な例を言いますと、キャンプ場のところの小川ですね、ああいったところは石を入れながら蛇行させていると思うんですが、ああいった形のものを今の三迫川、唐谷川の下流部分に、底を切ってある程度改修してはどうかというふうに私は考えるんですが、県が非常に財政難で難しいというような答弁、これも新聞等でも出てきていますので、難しいんでしょうが、もし県との協力ができるのならば町もどんどん進めるべきと考えるんですが、そこら辺がまずできるか、できないか、また、それを町として進めていかれるのか、いられないのか、その点をお願いします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）工法的にできるか、できないかということでございますが、工法的にはやっぱりいろいろ検討することもあると思います。といいますのは、流下能力とか、それに対してどうかということですから、できるか、できないかといえば、そういうこ

とを検討して、可能なら、流下能力があるという話であればできるということにはなりません。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）じゃ、一応開削しながらでもいろんな形で改修は可能であると。あとは費用の面がついてくるかどうか、それと安全度の問題とかがあるというふうに理解していますね。

次に、警報器の件なんですけど、これは神戸で事故がありましたけど、いろんな警報器がございまして。川の上にパイロットランプをつけて警報を流すような、インターネットにも随分こういった形のものは載ってきております。先ほどの話では何かホームページ等で、ここは危ないですよというふうな形のものを、どっちかというインサイド的にPRしていこうというふうに言われているんですが、実際、できれば現場にそういったものがある方が、そこらで遊ばれている子どもさん、子どもさんだけじゃありませんが、そういった人への要するに注意を喚起するというような意味では重要だというふうに考えるんですが、そこらに関しての要するに導入する考え方があるのかどうか、お伺いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）今、課長が工法としては可能かと申し上げました。ですが、その前提として、この河川自体が県の管理する砂防河川でございまして。町が要するに改修とかそういうものをやっていくことがどうかということで、管理しておるところがそういう手だてはやっていくものでございまして、我々としては当面県の方に、今申された警報器等々の設置についてもお願いをするということになろうかと思います。その場合、県としましてはまだまだ、ご承知のように、広島県の場合、砂防河川、危険な急傾斜等々たくさんございまして、まだ未改修の部分がたくさんございまして。そういう中で、本町の場合は幸いにも早くからそういう古い工法による防災面での整備がなされてきておるわけですが、そういうことをかんがみまして、まだまだ未改修の部分がございまして、非常にこれについても可能性としては難しいんではなかろうかと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）難しい、難しいと言っておっても進みませんので、できるだけしっかり、今回なんかは集中豪雨等がありますので、そういった三面工法をされているところというのは物すごく流速が速くなるわけですね。そこの中に人がおれば非常に危ない状況も

ございますので、積極的に県に要望をかけていただきたいと思います。

次に、4点目のところなんですが、川に親しむボランティアグループ、実際に海田町に瀬野川を楽しむ会とかいう会がございまして、それは実態を聞いてみますと約30名ぐらいで構成されて、1年間に500人ぐらいを瀬野川に連れていかれてそういった勉強会をされているという実績がございます。これが8年ぐらい前からやられていますので、4,000人規模の方が瀬野川にいろんな形で勉強されている実態があるわけですね。川とか山とか海とか、こういったところへどんどん出ていかれるような環境づくりをしていただければ、先ほど申し上げましたようなふるさと納税もしっかり入ってくるんじゃないか、心のふるさとがしっかり形成できるんじゃないかというふうに考えますが、このボランティアグループに対してやはりある程度の支援をしていきながら、こういったグループをどんどん増やしていくということも非常に重要というふうに考えます。そのグループの育成に関してどのようなお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに森とか川とか海とかへ親しむというのが現在のいろんな形での取り組みが多いと思うんですが、今「いいこといっぱい」なんかで瀬野川なんかでやっておるのはほとんどボランティア活動でやっていただいています。そこらの整合性を含めて、今、ご承知のように、瀬野川空き缶キャンペーンでも、今朝行政報告しましたように、4,000人以上の方が川のために、地域のために奉仕をいただいておりますということを含めて、どういう形で新制度を含めた川とか海とかをやっていったらと思ひまして、今、瀬野川でも草が生えてすごくぼうぼうになっておるから、あれをのけろとかという意見もあったり、いや、残してくれんと鳥が育たんとか、アヒルとかカモが育たんとかという意見もありまして、なかなかこれも賛否両論ございまして、自然環境をできるだけ守るということで今できるだけきれいにさせていただいておりますが、これらも今後の課題じゃないかと思ひますので、もう少し検討の余地がある、こういうように思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）今、瀬野川の実態を言われたんですが、子どもたちの夏休み期間中に、阿戸の方までずっと川を上がっていったんです。そうしたら、阿戸の方がもう一つ汚い状況が結構あるんです。ところが、海田へ流れてきたら物すごくきれいになっておるんですよ。そこらの効果というのは、先ほど言われたように、アシとかそういったものの効

果が随分出てきているものだというふうに理解しておりますので、そこら辺もしっかり調査された中でまた皆さんに周知されればいいかと思います。

もう一つは、1週間ぐらい前の新聞に出ておったんですが、まちづくり交付金とかというのを自治体が出しておるんです。それは額的には小さなものですが、そういったものを今のボランティアグループなどにどんどん支援される。資金的な支援ですね。そういったものの支援をどんどん進めていってこういった、いずれはふるさと納税で返ってくるかもわかりませんので、そういった意味の投資をやっぱりある程度考えていただきたいというふうに思うんですが、まちづくり交付金というようなものの検討、この辺は実際進められているのかどうかの現状、それと、将来導入するお考えがあるかどうか、それを含めてお伺いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに新しいそういう交付制度というのも国もいろんな形で出しているんですが、できるだけもらえるものはしっかりもらおうということで、先ほども山の方の緑の関係でも、去年だめだったが、頑張ったら今年はもらえたというふうなことで、陳情をしっかりやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）国・県の問題じゃなくて、うち独自でまちづくり交付金というのを。出しているところが結構あるんです。ボランティアグループにどういう形で出されているか、私も余り詳しくは知りませんが、そういうのがどんどんクローズアップされて、そのまちのボランティアの活性化が町全体の活性化につながっているというような報告もありますので、そこら辺、実際現場サイドで何かそういったものを研究されたことがあるのかどうか、また、将来導入していこうという計画があるかどうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）まちづくり交付金、今おっしゃったような趣旨の交付金に限らず、今、行革の中で補助金全体を見直すというふうなことを掲げておりますので、その中で事業メニュー別のそういう補助金が出るような形で検討ができるようなことでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）特に、先ほどのふるさと納税じゃございませんが、そういった投資をする

ことによってまた収入が増えてくるというようなことが考えられるんです。やっぱり投資的効果というのはある程度期待できますから、しっかり検討していただきたいというふうに思います。

じゃ、次に、3点目の生物多様性基本法についての再質問でございます。特に今回私は実際に側溝のふたをかけるということでメダカ等の移設に協力させてもらったんですが、里山の整備とか総合公園の貯水場などの活用も何かすべきではないかというふうに思われます。特にそういった生物が随分減ってきていますので、そういったものを増やしてやるということも必要だと思いますので、そういった活用、それから川の改修、いろんなことが考えられると思うんですが、そこらを踏まえた、要するに数が減っている動植物を増やしていくという、そういった地道な活動ですが、そういったものを踏まえた計画というのは現在あるんでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今おっしゃるように、瀬野川も以前から比べたら下水道の普及でかなりきれいになったというふうに我々も喜んでおるわけでございますが、今、百姓といいますか、農業をやられるのに農薬の問題なんかがかなりこれを大きく左右させているんだと思います。幸いに余り農薬を使わなくなったということもありまして、そういうやっぱり専門的な見地から、三迫川とか唐谷川の生物の関係で、この間、保光さんという海田出身の方といろいろ話をするんですが、随分きれいになったよと。このまま続けてもらわにゃいけないということを我々にもよく助言をいただくので、そういうふうなアドバイスをいただきながら、海田町に関することについての検討をまたいろいろしていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）先ほどにも申し上げたんですが、要するに瀬野から瀬野阿戸に向かっていきますと、田んぼ等があります。田んぼが多いところは農薬等を利用されますので、そのときに川が物すごく赤くなるんですよ。そういう状況は結構あるんです。海田町の川を見ていただくと、そういった赤くなったケースは結構ないんです。それは量の問題もあるかとは思いますが、そういう意味でやっぱりきれいになってきていると思うんです。きれいにしなければならないというふうに思います。それを実際にもっと積極的に数を増やしていく、要するに数が減ってきている動植物を、海田町古来の動植物をどんどん増やしていくような、逆に言えば、こういった計画を立てて積極的に動いていかな

いといけないというふうに私は思うんです。その点、そういった計画があるのか、ないのか、実際やられているなら、どういうものを行っているのか、お伺いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）自然生物を増やすという計画はあるかというご質問ですが、現段階では、はっきり言いまして、ございません。ただ、我々としては、自然環境が非常によくなっていることを踏まえまして、今後これらは考えていきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）じゃ、次に、4番目の電子自治体の構築の再質問でございます。直接他町に行って住民基本台帳カードというのをを使って住民票をとって見たんですが、非常に簡単にとれます。これが住民基本台帳カードですね。それから、余談ですが、これは印鑑証明。今、海田町はこれなんです。カードじゃないんですね。こういうものを使って実際に私はとってきました。簡単にとれます。こういった宣伝を、海田町だけじゃなくてよそでもとれるんですよという広報をどんどん打ち出す必要も私はあるような気がします。それは収入減につながるかもわかりませんがね。そういった意味で、利便性の面をしっかりとアピールすることも大事だというふうに理解しているんですが、この辺のPRなんですが、海田町のホームページを見ますと、申請書の書類とかというのをダウンロードできるというふうに載っています、確かに。よそのページも私はずっと見せてもらいました。この印鑑証明の申請書はダウンロードできるようになっていなかったんです、海田町は。よそはなっている。そういった意味からして、サービスをもう1回見直すべきというふうに考えるんですが、こちら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）現在の印鑑証明の方式では、直接交付する場合につきましては役場の窓口に来ていただくという方法しかとれません。ご存じだと思いますけれども、2つ折りにする手帳式になっておりますので、これを役場、住民課の窓口で提示していただいて、この方をご本人として印鑑証明を出すということで、交付の方法としてはこの方法しか現在はございません。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）先ほど町長も答弁いたしましたように、来年度から電子申請システムというのを稼働させる予定にしております。これですと、家庭において一定の手続き

の申請書類をご自宅でパソコンのインターネットからとれるというシステムが稼働してまいりますので、来年度からは住民の利便性が大幅に増してくるかと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）そこら辺も明確にしてあげないと住民さんはわからなくなることもあると思うんです。というのは、家庭でできるというのは、極端な場合、何かカードを入れて読み取らせて、ソフトをインストールして読み取らせてやるというのではなくて、今のよう申請書をプリントアウトさせて、それを郵送もしくは直接持ってくるというような方法なのか、そこら辺が理解しがたいところがあるんですが、どちらでしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）来年度から稼働する電子申請システムは、インターネットで電子申請のところを開いていただくと、申請できる書類が出てまいりますので、それに例えば氏名であるとか住所であるとか必要事項を打ち込んでいただいて、データを町に送っていただくという形になります。ですから、ペーパーレスです。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）ということは、ホームページ上でやりとりするということで理解してよろしいわけですね。じゃ、要するにサービスがどんどん向上してきているよということをしっかりアピールしてもらわないと、例えば水道料金をコンビニ収納するとか、これは広域で一生懸命集められるわけなんですけど、サービスはどこかへ行かないとできないというのではまずいので、やっぱり収納も広域であるし、サービスも広域というようなことをもう少し考えていただきたいというふうに思います。

次に、その広域というのを考える上で、この近郊の市町も実際にやっています。私は実際に調査へ行ってきました、その運用方法を見せていただいたわけなんですけど、出張所などを設けて、そこで住民票とか戸籍謄本とか印鑑証明とか、特に住民票とか印鑑証明というのが非常に多いんですが、そういったものがとれるようになってきております。海田町の場合は運悪くまだできておりません。ここへ来ないとだめというふうになっていきますね。そういう意味からして、そこらのところを設けていくお考えはどうでしょうか。出張所を設けていくお考え。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）現在のところは出張所をすぐ設けるということは考えておりませんが、今、特別委員会等で考えていただいております庁舎移転の問題を含めて今後の課題にしたい、こ

ういうふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）そういう意味を踏まえて私は調査・研究をしてきたわけなんです、広島市の場合だったら畑賀の連絡所とか、府中だったら鹿籠出張所とか、ふちゅう情報プラザつばき館というんですか、逆にああいうところもとれるようになってきております。この近郊は結構そういった意味でサービスを物すごくアピールしてきている状況がございます。海田町も負けないようにしっかりやっていただきたいというふうに思います。費用がかかるわけなんです、大きな機械を入れるとかしなくても簡単にとれる方法が結構出てきております。これは、行かせてもらったのは廿日市市の阿品台の市民センター、公民館なんですね。公民館で住民票とか印鑑証明がとれるんです。どういうやり方をしておるかという、ファクスラインを使いながら、そこで申請書に記入してもらってファクスで本庁に送る。今度は本庁からそのデータをファクスで流すんです。そうしたら、こっち側の専用用紙に住民票とか印鑑証明がファクス上で出てくるんです。これが約10分もたたないうちにそういった作業が完了します。これも実際に私は見せていただいて、非常に便利だなと。いつでもどこでもできるんじゃないかという気がしまして、海田町もこういうのをどんどん導入して。そこに職員がおられますから、そういう意味じゃ検認しながらやられておったわけなんです。そこらの導入はどうか。安価で、コスト的には物すごく安かったですよ。年間で何千円というオーダーでそういったことができるかと聞いております。そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のことも前からいろいろ皆さんからそういう案を要望とかもいただいておるわけですが、できたらもう少し、庁舎移転ができた時点でそういう場所の選定も含めて構築していきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）それじゃ、私も実際に行ってみないと現実がわかりませんので、言えないところがありまして、今回も行かせてもらったんですが、やっぱり職員の方もどんどん前へ出られて、周りが随分変わってきております、確かに。先ほどのこの話じゃないですが、これは印鑑証明、10年以上前のような気がするんです、これ自身が。もうそろそろカードに変えるか何かしないと。これの中に全部入れてしまうとか、または別の、後で言いますが、社会保障カードというのが何か考えられているみたいですから、そうい

ったものを利用しながらどんどん進めていっていただきたいというふうに思います。そこから辺、一応庁舎建設もどんどんとそういった案が出てくるかもわかりませんが、しっかり出していききたいというふうに思いますので、執行部もしっかり研究していただいて、いろんな方法を検討していただきたい。

この分の、先ほど第1質問で言いましたように、2010年には電子自治体が構築されるというようなことを総務省が出しているわけです。2010年、あと2年後。庁舎ができる以前に先にそういったものが全部インフラが整備できるようなことを、実際できるかどうかはわかりませんが、言っています。もう一つ、先ほど言いましたように、社会保障カードというのを、これは3年後に実用化したいというようなことも国が言ってきておるわけです。こういう社会保障カードというのを新たににつくって、それで物事をやっていくという。これはもう3年後に実現化しようというようなことも言ってきておるんです。だから、やっぱり自治体内部も組織の再編というんですか、いろんなこともある程度視野に入れながら検討していく必要があると思うんですが、組織の改善という、そこら辺は何か検討されておりますか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）電子自治体の件でございますが、確かに国は2010年度という目標は掲げておりますけれども、国の今の財政状況を見るとなかなか難しいのではないかと思いますし、各市町においてもそういったシステム改修等にかかる費用を考えれば、なかなかそういうふうに一足飛びに進展するというのは難しいんじゃないかというふうなことで、やはりこれは国の動向あたりを見守りながら町の体制というのは考えていく必要があるんだろうというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）これで最後にしておきますが、要するに電子自治体関係のそういったソフト関係も含めた、ハードも含めたものが随分整備されてくると思います。総務省も随分力を入れてこうやって資料も出しておりますのでね。重要なポイントは、さっき企画部長が言われたように、やっぱり安価で効率的にできることが大事だと。即座にできるようなものが、先ほど紹介したのがあるんです、ファクスの。こういったものはどんどん積極的にやっていただきたい。研究もしてもらいたいということでここは一応くくっておきます。もし進まないようなことがあればまた質問させていただきます。

次に、今度は5番目の予算のシーリングに関してなんですが、これは監査法人が新行

政経営としてPDCA、海田町もよく言われていますね、プラン、ドゥ、チェック、アクションですか、こういったサイクルで、要するに実際やったことをきちっと評価して、また新しいプランにつなげていこうというようなものを提案されてきております。予算を組む上においても、さっき天井が何じゃかんじゃと言われておりましたが、やっぱりきちんとした形で、ある天井を決めるなら決めていただいて、それに対して、実際にやったらよかったかどうか、評価しながら、よくないから来年度はもうやめにしようじゃないとか、これはよかったからもっと積極的に進めようとか、こういったところをもっともっと進めていただきたい。これが今からのまちづくりに非常に役立つという気がします。そこらのことを踏まえて、行政改革等でいろいろ頭を悩ますところが随分あるかと思いますが、いかがでしょうか。そこらのプラン、ドゥ、シーをしっかりと確立させながら評価を次のプランにつなげるというお考えを。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）ご指摘のPDCAにつきましては、今年度から事務事業評価制度を本格的に導入して、今おっしゃったようにそういった費用対効果、どれだけの行政施策に有効性があるのか、効率性を含めて事務事業評価シートでもって客観的に判断をして、それを予算に反映させていくと。その内容につきましては公表することにしておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）それと、先ほどの決算のときに意見が出たと思うんですが、不用額が結構出てきております。やっぱりここらも踏まえて、シーリング方式は事業別のシーリング方式、全体枠じゃなくて。各この事業この事業全部どのぐらいの予算でと。そのためには算定せにゃいけんですから、執行部の方は大変だと思います。だから、やっぱり事業ごとにシーリングをきちんと構えていく、これも不用額を減らす1つの方法論だというふうに思います。そこら辺はいかがでしょうか。事業別のシーリングはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども町長の答弁にありましたように、21年度の予算編成におきましては、これまで教育委員会の一部の経費にだけ限定して枠配分方式をしておりましたが、21年度につきましては一般行政経費、維持管理費であるとか庁舎管理費であるとか、そういった部分にも拡げて枠配分をしていくことで今検討しております。それと、予算

の総額での抑制、あるいは投資的事業については実施計画の計上額、これを上限とするということでの枠設定をしていきたいというふうには考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）じゃ、これで最後にしたいと思いますが、要するにそういった努力をされたことをしっかり住民の方にアピールしていただいて、ふるさと納税に関してもそういった説明をしていただくようなことも非常に重要だというふうに思います。やっぱり何に使われるのかわからんような税金を皆さん出したくないというふうに思われると思いますので、しっかりそこら辺を明確にさせていただいて効率的な財政運営を期待しておりますので、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（原田）次へ参ります。15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。数点にわたって質問いたします。

まず、地方自治推進のまちづくりについてお尋ねいたします。失業・雇用不安、低賃金、物価高、重税などの、国民の暮らしの条件がますます悪化しております。今年に入ってから極端に重くのしかかっているのが原油の高騰、あるいは食品の値上げであります。今重視すべき問題は、ワーキングプア（働く貧困層）の増大などに示される低収入、税金・保険料の負担増、最近の物価高が家計に直撃し、収入減、負担増、物価高の三重苦となって暮らしを苦しめております。この三重苦に加え、消えた年金による老後不安、後期高齢者医療制度の強行による、これまた医療不安、障害者自立支援制度は重度になればなるほどサービスを受けるため弱者ほど負担が重くなる仕組みで、福祉予算削減のしわ寄せも家計を襲っています。これらにさらに来年には消費税の税率を2けたにする増税論が行われております。さらに、年金も医療も介護も改悪ばかり、途方に暮れ、全国では3万人以上の自殺者があり、犯罪も将来の展望や希望を失った方々が昨今増加傾向にあります。国民には何ら展望を指し示すこともしないで、さらに悪政を進めている。まさに政治の行き詰まりに陥っております。こうした結果、町民・国民全体が悲鳴を上げております。このような時期に一番身近に頼りにするところは地方自治体であります。もともと地方自治体の役割は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」とあります。

具体的にこの立場からお尋ねいたしますが、地方自治の原点に返り、町民の暮らしを守ることを最優先する「地方自治推進のまち海田町宣言」を提案いたしますが、見解を

お尋ねいたします。

2 つ目には、自治基本条例の制定と「地方自治推進のまちづくり」の位置づけはどのようにされるお考えですか、お尋ねいたします。

次に、国保の資格証発行ゼロについてお尋ねいたします。広島市は、国民健康保険料を滞納したペナルティーとして保険証を取り上げ、病院窓口で全額支払いとなる資格証明書を発行した世帯数が6月1日時点でゼロになったことを6月25日明らかにしました。昨年10月1日時点での発行数は8,271世帯でした。広島市はこれまで、1年以上の滞納者で、特別な事情を市に届け出た世帯以外は一律に資格証明書を発行していました。これでは被保険者とその家族の受診抑制で手おくれになって死亡する事例が相次いだため、4月23日、悪質な滞納者のみに極めて限定的に発行するとして、現在は資格証明書発行はゼロです。

具体的にお尋ねいたしますが、国保税が高過ぎて払えない世帯を一律に悪質と決める資格証明書発行は改善してゼロにしてはどうですか、ご見解をお尋ねいたします。

2 つ目には、国民健康保険法第44条、医療費が支払い困難な方には支払いの減額、減免、徴収猶予ができると定めております。私は、海田町でもこの法律の趣旨に沿って対象基準や減免などの基準を定める要綱をつくり、この制度を実施することが必要でありますと言ったところ、前回の答弁では、海田町でもこの法律の趣旨に沿って対象基準や減免などの基準を定める要綱をつくとあったが、その後、どのようになっていますか、お尋ねいたします。

次に3点目ですが、地域で取り組む温暖化防止対策についてお尋ねいたします。地球温暖化対策やエネルギー安全保障の観点から、自然エネルギー（再生可能エネルギー）の普及が重要な政策課題となっております。また、自然エネルギーの利用は地域の自然環境との関連が強いため、太陽光、風力、水力などがあります。環境モデル都市、政府の予算支援（交付）される基準は、1 つ目には温室効果ガスの大幅な削減を目標とすること、2 つ目には先導性・モデル性、3 つ目には地域適応、4 つ目には実現可能性、5 点目には持続性があることなどであります。二酸化炭素を削減し、住みやすい海田町を次世代に残すことが我々の役割であります。そのためには様々な取り組みを求められております。CO₂を減らすためには、冷房を28度設定とか、車を走らせない日の設定があります。また、進んだところではエコ公園として設置したところもあります。公園には、子どもたちにエコ体感をさせる施設、風車や太陽、光・熱がありますが、これらの

反射パネルの設置、バイオマスなど自然エネルギー導入、これは個人も企業も含む、このような施策に取り組む必要がありますが、町長の見解をお尋ねいたします。

2点目ですが、今、全国で急速に広がっているのが、上水道の落差を利用した小水力発電であります。海田町には大きな貯水池が3カ所高台にあり、それを利用した小水力発電を提案いたします。他の自治体には風力発電をよく目にしますが、水道事業を町が行っておりますので、その余力のエネルギーを活用してはどうか、提案する次第です。町長の見解をお尋ねいたします。

次に、駅バリアフリーについてお尋ねいたします。駅エレベーターと段差解消のための工事について予定が示されておりましたが、具体的には現在どのように進捗しておりますか、お尋ねいたします。

続いて、庁舎建設についてお尋ねいたします。これまでの予定から日程が大幅におくれております。平成24年度の建設の予定には影響ないのかどうか、お尋ねいたします。

2つ目には、プール跡地の場合、海田中学校の財産組合からの取得3分の1の取得の条件、これは現在どのようになっておりますか、お尋ねいたします。

次に、予定地3候補地を示されていますが、町は総合的に判断し、1カ所に絞り、提案することが執行部としての責任ある提案と考えますが、見解をお尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に答弁をいたします。

まず、地方自治推進のまちづくりについての質問でございますが、1点目については、これからの自治体運営は、みずから考え、みずから行うという独自性や自立性を持ち、地域の特性や多様性を活かしながら、住民との協働によるまちづくりに取り組んでいくことが求められております。ご指摘のように、ワーキングプアや年金記録の問題など、様々な社会問題が起きていることは承知しております。ただ、国と地方自治体の取り組むべき役割はそれぞれ異なっておりまして、本町では基礎自治体としての役割を十分認識しながら、町で取り組めるものがあれば実施してまいりたいと考えております。また、ご提案の「地方自治推進のまち海田町宣言」につきましては、地方公共団体の役割である住民の福祉の増進を図ることを基本姿勢として、機会あるごとに住民の意見を取り入れながら、住みよいまちづくりを進めておりますので、特段考えておりません。

2点目につきましては、自治に関する基本的な事項、自治の理念や基本的な制度や権

利を定める条例で、自治体の最上位法憲法でもあると言われております。本町では、自治基本条例制定の前に、まずは住民が行政へ参画できる環境を整えるなど、住民の行政への参画の意識を高める必要があるものと考えております。住民の参画の意識が高まり、住民と行政がともにまちづくりについて考える状態になった時点で自治基本条例の制定に取り組みたいと考えております。

続きまして、国保の資格証明書の発行についての質問でございますが、1点目については、資格証明書の交付は、特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している方で、特に悪質な滞納者に対してのみに交付することとし、交付に際しては滞納状況、所得、財産、及び病院での受診状況を調査するなど、より慎重に取り扱うこととしております。ご指摘の資格証明書の交付をゼロにすることについては、制度上や税の公平を保つためにも、できないものと考えております。

次に、2点目の医療費の一部負担金の減免制度につきましては、実施に向けて準備を進めているところでございます。

続きまして、地域で取り組む温暖化防止対策についての質問でございますが、1点目については、二酸化炭素の削減のため、風車、太陽光などの自然エネルギーの利用は大変重要であると考えております。本町においても、庁舎の建替え時には太陽光による発電設備の導入を検討していきたいと思っております。また、車を走らせない日の設定については、先進地を参考にしながら検討していきたいと思っております。また、公園の自然エネルギーの導入については、総合公園入り口道路照明は太陽光発電を利用しております。今後も自然エネルギーの利用について検討していきたいと思っております。

次に、2点目につきましては、近年問題となっている地球温暖化現象を抑制するために温室効果ガス、主に二酸化炭素を発生しないクリーンエネルギーである水力発電が非常に注目を集めております。小水力発電は、減圧弁等で減圧した余剰圧力を発電装置により電気エネルギーとして回収するものでございます。ご提案の3配水池につきましては配水時に減圧していない関係上、余剰圧力がございません。そのため、配水池に小水力発電装置を設置することは困難でございますが、小水力発電に適した施設を新たに設置することがあれば、導入の検討をする必要があると考えております。

続きまして、駅バリアフリーについての質問でございますが、駅エレベーター設置と段差解消工事の進捗状況は、事業施工者であるJR西日本によりますと、現在海田市駅構内におけるエレベーター設置や段差解消工事の詳細設計を行っておりまして、本年9

月中に業務完了する予定でございます。また、詳細設計完了後の10月ごろには、呉線側のエレベーター設置工事、段差解消工事等に着手する予定でございます。

続きまして、庁舎建設についての質問でございますが、1点目につきましては、これまで庁舎建設特別委員会でご説明しておりましたとおり、当初、仮に駅南口が候補地となった場合、地権者であるJR西日本や千葉物流倉庫との交渉などに多くの時間を要することが予想されます。したがって、平成24年度末までに庁舎移転を完了させるためには6月議会までに特別委員会としての結論を出していただきたいとお願いしたところでございます。しかし、このたびの中間報告を見ますと、候補地について議会の中でもいろいろ意見が分かれている状況であると思われます。このような状況の中で平成24年度末までに庁舎を移転するためには、現在地や町営プール跡地についてはまだ時間的な余裕はあるものの、駅南口が候補地となった場合、スケジュール的には非常に厳しく、庁舎の移転時期がずれ込む可能性が大きいと考えております。

次に、2点目につきましては、先の特別委員会で説明申し上げましたとおり、海田中学校敷地は広島市との共有地となっておりますので、町営プール跡地が仮に新庁舎の建設用地に決まった場合、当該共有地を売却していただきたい旨、広島市に対し申し入れを行っているところです。その結果、市からは売却することについて協力するとの回答をいただいております。しかし、町営プール跡地以外の中学校敷地については、本町は昭和48年に本町と旧瀬野川町との間で海田中学校の校地に関する無償使用を定めた協定書に基づき、引続き無償使用を主張しているのに対し、広島市は有償による譲渡または貸し付けの意向を示しており、双方に見解の相違が見られております。今後につきましては、まず協定書の有効性について顧問弁護士等の意見を聞いた上で結論を出し、その後で町営プール跡地以外の中学校敷地の取り扱いについて協議を進めているところであります。

3点目につきましては、今までお答えしておりますように、特別委員会の意見や町民意向調査の結果等を尊重し、最終的に候補地を1カ所に絞りたいと考えております。しかしながら、先ほどお答えしましたように、候補地については議会の中でもいろいろな意見が分かれているようですし、また、広島県から具体的な補償金の提示もありませんので、もう少し推移を見守りたいと考えております。以上です。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）地方自治推進のまちづくりについてでありますけれども、私がなぜこの

ような提案をするかということ、非常に今、生活に対して、収入は少なくて増税がどんどん課せられる、あるいは負担増が課せられるということで、自治体の役割としてやっぱり町民の暮らしを守る立場が薄れてきている。町長は盛んにホップ、ステップ、ジャンプと言われますが、じゃ、具体的に何があるかと。我々も議会の中で町民に夢と希望と展望を与える、じゃ、何があるかということになると、やっぱり地方自治の精神に返らんかったらこれは發揮できんと私は思うんです。私は地方自治のそういう精神、その前提にあるのはやっぱり憲法なんですね。憲法を暮らしに活かす。憲法の中には平和の問題、人権の問題、最低限の生活の問題、いろいろあらゆるこういうのが全部あるんです。だから、私の気持ちとしては、憲法を暮らしの中に活かしてくれということなんです。だけど、余り大き過ぎるから、地方自治のそういう推進のまちづくりをぜひこういう機会だからやるべきだと。そのことが町民の暮らしを守ることにつながって。いろいろ国の施策の中でまずい点がいっぱい出てきて、本当は社会が進むにつれて我々の生活もよくならなければならないのに、逆に悪くなって自殺者が多い、あるいは戦前・戦後を通じて自分の青春を犠牲にして戦争に駆り出され、最後のところで後期高齢者と位置づけられてうば捨て山。全く冷たい政治ですよ。それを本当に町民の立場に立って暮らしを守っていく、命と暮らしを守る、この立場をいろいろ考えてみたら、やっぱり地方自治の精神、ここに立ち直らんかったら守れないと。もちろん町長は地方自治法に基づいて町の3次の基本計画をやっておいでで、ローリングをしながら予算を見ながらやるけれども、しかし、具体的に今一番困って悲鳴を上げておる、ここのところになかなか応えていない。私はそういう面では地方自治の精神、これに基づいて地方自治推進のまちづくりを旗上げして、これに基づいて皆さんの暮らしを守る、弱い人の立場に立ってそれをずっとやる。このことが私は本当の自治体の精神を活かしたまちづくりだと思うんです。だから、私は、欲を言えば憲法を暮らしの中に活かすというのが私の本当の気持ちなんだけれども、そこまで言うたら大き過ぎるから、地方自治の精神を推進のまちづくりを、こういう提案をしておるんですが、町長はさっきから特段考えていないとか、取り組むことがあったら取り組むと。これじゃちょっと弱いというのが私の気持ちなんですがね。私が改めて、今町長が答弁したのをひっくり返して、じゃ、その精神でやる、これは難しいかもわからんけれども、しかし、その精神はやっぱり酌んでほしいと思うんよね。これだけ町民が悲鳴を上げておる。重税に重税で町の予算もいいかと思って決算なんかをずっと見ても、町民は増税やら負担増になっておるのに、暮らしは変わらない

い、どんどん予算規模やら、あるいは扶助費が多いために、なかなか投資的経費に予算が回らないというような状況なんですよ。しかし、本当の自治体の役割が十分発揮されていない。だから、改めて地方自治のそういう推進の宣言をして取り組むというように思うんですが、その点をもう一遍お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃいますように、今現在の日本の経済情勢と政治情勢もさることながら、日が変わりに変わるように非常に目まぐるしい変化をしておるのが現状でございます。そうした中で、じゃ、その政治はだれがしたのかといたら、やっぱり町民が1人ずつ選んだ代議士さんに国を担ってやっていただいております、国際的にも国内的にもそういうことでやっていただいておりますので。先ほど答弁しましたように、我がまちは我がまちで守る精神、協働の精神で町民と一緒に、あらゆる社会情勢の変化に対応できる、国・県からのいろんな指導を受けながら、我々ができる最大限の努力をするのが今の私たちの使命じゃないか、こういうふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）市町村合併が2002年ごろから強行されて、あれよあれよという間に広島県は23の自治体、私が調べてみたら、2002年は87あったんですね、当時。それがこっちになって今23になってしまったけれども、単独町政でやるという、小さくても輝くまちづくり、町民はそれを期待しておるんです。そのことは、将来にわたって道州制が出てきたら、だめじゃ、町では長続きしないというように皆思っておられるかもわかりませんが、私は逆に今の海田町の財政で小さな輝くまちづくり、地方自治の推進のまちづくりを宣言しながら、輝くまちづくりをする。財政的にもいろんな問題というか、いろいろあると思うけれども、将来はみずから自治を治める。さっきも町長が答弁されましたね。みずから自治を治め、みずから行政に加わって参画をしてまちづくりを進めていったら、将来私は勝ち組になると思うんです。合併をして大きくなったら、そのまちは、中心部とか、あるいは力が集中されたところはいいかもわかりませんが、町民全体、住民全体から見れば、私はそこは貧困な自治のまちづくりだと思うんです。しかし、海田町は小さくても、将来道州制がしかれても勝ち組となるというように見通しというか、展望を私は持っておるんです。それは地方自治推進のまちづくり。今、市町村合併で3,300近くあったのが1,800ぐらいになったんですね。一番よく合併したのが広島県なん

です。その次が愛媛じゃけれども、一番していないところは中心部、大都市なんです。北海道なんかは、ようけあったけれども、多少合併したかもしれませんが、今180の市町村が残っておるんです。道州制がしかれても、私は地方自治推進のまちづくりをずっと宣言しながらやったら、やっぱり住民は、地方自治のそういう精神に基づいたまちづくりは暮らしを守ることにつながるんですから、私ははるかに夢と希望を与えるまちづくりをつくると思うんです。そういう面で、将来を見通しての地方自治推進のまちづくりが私は的確じゃと思うんです。その点はどう思われますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）再度申し上げますけれども、確かにおっしゃるように、地方自治推進のまちづくりというのは今でも私もやっておるつもりでございます。その中で、言葉で看板を上げてやれば物ができるというものには思いません。やっぱり中身が充実して、本当に町民が、これなら賛同できるよ、これで頑張ってくれという1つの目標を掲げてやるのが先決であって、宣言の方はそれからでも遅くはないというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）次に進みますけれども、地方自治基本条例と、私が言う推進のまちづくり。やっぱり基本条例は町民に信頼をしてもらおう、町民がそのことに基づいて参画をしてもらおう、一緒にまちづくりをするというのが基本条例の制定の大きな意義でもあるし、また、今まで長年培ってきたいろんな条例であるとか、あるいは成果の産物、これを集約して基本条例の中に入れて将来にも残していくというのが基本条例の大きな役割だと思うんです。ですから、そのためには隠し事をしたらだめなんです。全部情報公開する。だから、今朝の決算のときでも、海田町の財政の健全化法でしたか、それに基づいて公表するという。海田町はもちろんそうですね。それ以外に情報を流して信頼してもらおうと思ったら、この周辺の問題であるとか、ただそれだけの情報でなくていろんな指標をあわせて町民に知ってもらおう。そのことが町を信頼してもらうことにつながるわけです。いろんな今までのトラブルの中で意見の行き違いがあって、それが調整していなかったり、あるいは情報不足であったり、こういうことが往々にしてあっていろんなトラブルが起きておるわけですから、基本条例をつくって、その中で情報を公開する。情報を公開したら、町の姿がわかるわけですね。町長が、今から何をしようか、現状はこうじゃと。じゃ、こういう問題があれば、これをこういうようにして解決すると。やっぱり情報不足じゃから、まちづくりが議会と町民との関係だけでおさまってしまっておる

んです。だから、基本条例をつくって、それに基づいていろんな今までの成果を町民に知ってもらう、あるいは、町長が今からすることについて情報を流して、それに参画してもらうということが大切じゃと私は思うんです。だから、町長は住民の参画の意義を今から検討しながら進めていく、これはちょっと弱いと思うんです。それは推進を早くさせる、この決意はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、見方によったら、のろいんじゃないとか、また逆に速いんじゃないかというようなものもあると思います。そうした中で、やっぱりこの決算なんかにも書いていただきましたように、身の丈に合った行政、海田町を取り巻く状況の中で、無理をしちゃいけない時代じゃないかと私は思っております。そうした中で住民負託に応えるには何を優先してやったらいいかということは、私は1番に「子育てのしやすい 誇れる我がまち」というのを推進しまして、さっきのふるさと納税でもその方へ使わせていただきたいというふうな提案をしてお願いしておるわけでございますので、逆に考えたら、こういう時期には余り飛躍しますと、かえってそのまた逆が来るんじゃないかという判断で、我慢に耐えて堅実な行政をやっていくというのが私の使命というふうに思っています。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）まちづくりについて基本的な考え方を私は述べたんですけども、今もそうですけれども、将来にわたって、海田町に住んで誇りになるようなまちづくりをやったりすべきですよ。そのためには、今言う、お金のことばかり町長は頭に入れるから、飛躍してどうのこうのということになるわけですが、そうでなくて、今の第3次の基本計画のように、計画の道筋、今から歩む道筋というのを明確にする、このことが町民に勇気を与えることにもなるし、展望にもなるわけですね。何にもなかったら、どうしていいかわからない。ああ、広島市に合併した方がよかったんじゃないか、いや、いろんな負担が大きくなったり借金が多いから、せん方がよかったと。みんなぼやっとした中で将来のことを不安に思っておるわけです。そうでなくて、今言う、情報公開をしながら、そのことを通じていろんな論議をし、町民に参画してもらって、本当に海田町に住んで誇りじゃった、本当に住んでよかったというまちづくりを、やっぱりその指針を示すべきだというふうに私は思うんです。金がなければいほど、そのことを示すことが大事じゃと私は思うんです。青写真だけ描いたら何もせんでいいかという、そういう問

題じゃないんです。金がある中でその指針に向かって、その指針がないから、いろんなことで右往左往することになるんです。私はそのことを言うんですが、もう一遍お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに金もということなんですが、金がないとやっぱり物ができない。さっきからご指摘いただいた広島県の23市町の中で、面積、人口からいっても、海田町は私は非常に恵まれた場所にあると。どこの端から端まで行っても車で10分あったらどこのまちでも行ける。そういうまちはよその市町村にはないんですね。そしてまた、さっき西田さんからあった、山があり、川があり、海がある、そんなまちもないんです。そういう特性を活かしたまちづくりで、それじゃ、今、海田町が何をやったら皆さんに喜んでいただけるか。身近な、例えば今、福祉の少子・高齢化の問題を含めて、とにかく年寄りを大事にしたり、子どもを育てるのに環境のええまちづくりということで、皆さんご承知のように、お医者さんも町内で41あるんです。歯医者さんが17。これだけのまちにそれだけの医者があるまちは県下どこへ行ってもありませんし、現在、産婦人科がなくなって皆困っておるのに、海田町にこの4月に開院されたと。そういう面では、利便性とか何とかというのは非常に効果的にまちづくりできるんじゃないかと思っております。逆に、今度は集団健診の福祉の関係はみんなが来んと。そういうことも含めて、今度はまたそういう悩みもあるわけでごさいます、今ご指摘のいろんなことをいただくんですが、現在の時点では、確かにホップ、ステップ、ジャンプということをやッチフレーズに上げておるんですが、余り飛躍し過ぎてもまた財政的にも困るし、そうかといって、しなくてもいけんと。その上限・下限がなかなか難しいので、現在私が就任させていただいて大体一般会計で70から75億ぐらいが海田町にとって身の丈のある財政の計画だということを訴えてまいりましたが、大体その線で今はやらせていただいております。今年度決算でああいう形の黒字が出たということなので、そういう面でぜひまた次のステップとしていろんなご提案をいただいたことについて邁進したい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）ホップ、ステップ、ジャンプ、言葉は物すごくいいよね。でも、じゃ、具体的に何をするのかということになると、目に見えない。それは町長のキャッチフレーズで、期待はある程度できるが、じゃ、具体的に何をどうするのかというのが目に見

えんです。やっぱりそれは地方自治の推進、ここに着眼を置き、基本をここに置かん限りは、幾らそのことを叫んでも町民の暮らしに生きてこない、私はこのように思います。それは答弁はいいです。

次に進みますけれども、国保の資格証の発行ゼロ。広島市が、当時すごいおったんですね。これはさっき数字を言いましたが、八千何ぼ。だけれども、今はゼロになっておるんです。それはなぜかという、ひとり暮らしで亡くなってしまう。あるいは、具体的にはタクシーの運転手が、お客さんが乗らなくて収入がなくて、資格証を発行して、病院の窓口に行ったら100%一たん払わにやいかんで、病院に行かなくて亡くなった。これをNHKの「クローズアップ現代」で放送して、たまたま市長が見ておったのかも知れませんが、国保をよくする会という団体が申し入れを何回も交渉して、これは行政としてやるべきことではないということで今日、悪質な、払う能力があるのに払わない人についてはこのまま残っておるが、しかし、そういう人がおらなくて、今はゼロなんですね。海田町でもひとり暮らしが、ケースは違うけれども、このことによって亡くなったんじゃないけれども、しかし、このことによって病気が悪化したり、あるいは将来自殺者が出るということになると、非常に政治として貧しい貧困な政治なんです。私はそれを避けるために、わずかに、私が知っておる範囲では三十四、五人じゃったですね、資格証の発行は。本当に命を守るという立場から、やっぱりこれは資格証の発行をゼロにしてもいいと思うんですがね。それを再度決意を、答弁を求めたいんですが、いかがですか。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）広島市での場合、資格証を八千幾らあったものを一たん引き揚げて、今、議員がおっしゃられましたように、ゼロになっております。このゼロにつきまして私たちが理解しているのは、特別な理由というところに確認が十分でなかったことにより資格証を出していた経緯がありましたので、それを一応ゼロ、全部引き揚げて一たんゼロにして、改めて資格証該当者に該当するものについては出していこうというお考えだということで理解をしております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それは広島市は広島市のね。ただ、自治体の中で資格証が広島市は全国の政令市の中で比較的多かったんです。あわせて、今の「クローズアップ現代」で報道されたから、市長はびっくりして一遍にゼロにして今のような対応になったんですが、

私は海田町で、多くても40人ぐらいしかおらんのに、そのぐらいは面倒を見てあげたらどうかということなんです。坂町は2人ぐらいしかおらんとかというように聞きましたけれども、これはゼロでもいいじゃないですか。あと、滞納についてはほかの方法で対応すればいいと思うんだけど、これはどうなんですか、全然やる気が全くないし、考えようとしめないような、他の例がこうじゃったという見解だけ今聞いただけです。執行部として、やっぱり行政としてそのことを何とかしてあげにゃいかんという決意が見られんのです。やる気がないというたら、そうかもしれませんが、しかし、こうして論議しよる間に、そのことがだんだん開けていかんのです。ぜひその問題についてもう一遍答弁をお願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど課長が答弁いたしましたとおりでございますけれども、本町におきましても、特別な事情がある、特に悪質な方の方に交付しておりますので、機械的に、ただ単に滞納が増えた、滞納を一定期間しているというだけの状況ではございません。いろんな要件を踏まえながら慎重に対応しているということで、特に悪質な滞納者ということで限定をしておるということで、今現段階では広島市も恐らくこういう対応だと思いますので、同じような対応をしているというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、再度聞きますけれども、40人近い人が悪質なんですか。答弁願います。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）現在、本町で資格証を出している世帯は20年3月末で6世帯でございます。これにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、滞納状況、支払い能力、それと受診状況等、それぞれの世帯の状況を把握した上で出しているものでございます。ですから、慎重に対応して出しているつもりでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）1年ぐらい前の資料には34人というのが私は記憶にあるんですが、それは間違いなんですか、どうですか、答弁を求めます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）どの時点かということのはっきりしませんけれども、中国新聞に出ましたものでございますけれども、平成19年5月末、6月1日現在では23件ということに

なっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）ぜひこれは、最初から言う、地方自治推進のまちづくりじゃったら、やっぱり援助してやるべきですよ。そのことを強く、要望を言うたらいいけれども、要求して、次に移ります。

地域で取り組む温暖化の問題。いろいろ提案いたしました、ノーマイカーデーとか、できるところからやると。風車の問題、太陽熱の問題、いろいろありますが、私は将来にわたって、例えば買い物袋であるとか軽易な包装であるとか、エコについていろいろ町民の方は関心も持っておられるし、現実にもそういうことが実施されておるんです。特に地球温暖化の問題でだんだん地球が暑くなって1度、2度、今年の夏なんかは非常に暑く感じたけれども、こういう世論が大きくなって、特にこの問題は非常に、年もとったせいかしら、身にしみてきたというのもあるんです。その代わり、町民が非常に意識が高くなった。自治体として何ぽかやっておられるんですが、やっぱりこれも位置づけて、例えばさっき言いましたノーマイカーデーは職員から先頭に立って。それから、冷房の問題もそうですし、あるいは自然公園ですか、そういうようなものを位置づけて、あるいは、庁舎がどこに行くかわかりませんが、例えばここを逃げたら、ここの跡が公園になるようなことが今までの計画の中にありますよね。そうしたら、ここをエコ公園と位置づけて、町民が非常に出入りがしやすいところですから、そういうのも考えていただいて、子どものころからそういうエコ対策というか、地球温暖化防止、特に海田町は海拔ゼロメートルですから、そういうことも含めて、地球全体から見ればわずかな施策というか、歴史から見ても針で突いたぐらいしかないかもわかりませんが、しかし、このことがやっぱり将来に地球の環境を少しでも悪化させないようにやっていくというのが我々の願いでもあるし、立場というか、役割なんです。ぜひそのことを取り組む必要があります。私はこういうことを、企業も含めて、個人もいろいろ町として呼びかけてもらいたいんですが、この点はどうなのか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに地球温暖化の問題は世界的な大きな話題を生んだ問題でありまして、今ご指摘のようなノーマイカーデーとかというの、職員からも提案事項の中に、2のつく日、2、12、22と、そういうふうなことの提案も出ておるのを私も見ております。しかしながら、全体的に子どもから大人までそういう1つのエコ対策を自覚していただ

かんと、ただアドバルーンを上げて、やれ、やれと言いながらも農薬をやったり、いろんなことを私らも毎日見かけるわけですが、そういう意識改革をしっかりと町民とともに一緒になって植えつけていかにやいけんという、大きな社会問題にならんように、小さいながらも、自治体を含めて、地域の周辺、企業に対してもお願いをして一緒になってやらんと効果がない、そういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）一緒になってやろうじゃありませんか。

次に移りますけれども、エコ対策の中で、水道圧を利用しながら発電。いろいろと情報の中に、水道の貯水池からの発電を、小さな水力発電を全国的にも物すごくつけておるんです。町長、これだけの落差があっても減圧弁をつけていない。例えばそこにある石原の貯水池はすごい高いところで、減圧弁はこれはつけていないんですか、どうですか。私は、つけておったら、この減圧を利用しながら小水力の発電、あるいは国信にあるのもそうだし、三迫にあるのもかなり大きな貯水槽で、そこに減圧弁をつけたら発電可能ではないかというように思うんですが、どうなんですか。それをお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）外から見て、下から見て、確かにこれはやったら効果があるなという感じをだれでも持つわけなんです。結果的に費用対効果、1,000円の費用でやっても、それ以上の経費がかかって本当に効果がないと、これは取り組めない問題だと思います。今、各地で海岸線なんかへ行ったら風車がたくさんばらばら回っていますが、ああいうものの話を聞いてみても、本当にあれだけのものを設備して効果があるのかどうかというのが先に来ていまして、今、答弁しましたように、総合公園にああいうふうな電光板みたいなものをエコでやっておるんですが、ああいうことも含めて、今後新しく新設したり新しく取り組むものについては初めからそういう形のものを取り組んでみたい、こういうふうに思っています。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）さっき私は聞いたんですが、減圧弁について具体的にはどうなのか。せっかくそこでエネルギーを吸収して、どこかへ逃がしてしまっておるんですね。これを利用したらいいんじゃないかなと。例えば水道で何か電気を使って貯水池まで上げにやいかんのです。多少なりともそれがある。使ったときには売電をすりゃいいんじゃないかなというように思うんです。よそは大きな風車もあるけれども、小さい縦型の風車

もあったりして、あるいは、熊野町なんかを見ても、図書館かどこかの前にありましたね。そういうように教育の材料としても役立っておるし、そのことを通じて水道のそういう自然エネルギーを使って町民の教育ができて、それが起爆剤になって全体に広がるということも考えられるんですが、実際はどうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）水道参事。

○参事（新浜）町長が答弁で申しましたとおり、ただいま3つの配水池につきましては減圧弁をつけておりません。これは、やはり高いところから低いところに水を流す場合、圧力が生じます。それで、圧力が高ければ減圧して水を送るわけなんです、この3つの配水池には減圧弁をつけておりませんので、余剰圧力がありません。その関係上で、小水力発電を設置することができないということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）わかりました。

じゃ、次に進みますが、駅バリアフリーの問題。昨年の盆を過ぎて、今の鉄道局へ行って、1週間もたたんうちにできる見通しをちゃんと町に情報を入れて対策を組む。本来であれば、早くやるとすれば昨年度でできたはずなのに、今年度に入っても何の姿も見えない。非常に私は不安だし、これは怠慢じゃないかという。いろいろ事情があるでしょう。町が直接やっていないところもあるのかもしれませんが、しかし、やるという方針については1週間もたたんうちに結論を出してここへ来たんです、あいさつに。何で町はこれができるのか、不思議でならんのです。バリアフリーで例えばエレベーターの問題とか段差の問題は1時間でも1秒でも早くした方が町民のサービスにつながるんです。やると決めておるのに、何でここまで遅くなっておるのか、その理由をお聞かせください。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、陳情をいただきまして、即やれということでしたいたわけですが、やはり役所のシステムは、じゃ、すぐ金があるか、補助金の割合とかを含めて、そしてまたJRの駅構内とか線路というのは業者の関係も指定したものしかできないという1つの規則的なものがあるんです。そういうことを含めて、我々としてはしょっちゅうお願いしたり、早くするように担当局へお願いしておるんですが、私は物のことからいったら早くできてきておるといふふうに判断しておりますが、やるというたらすぐできるというのが一番いいんですけども、やっぱり設計とか見積もり

とかいろんな形で、今回こういう形で、今答弁したとおりの方向で進んでおるというふうに思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）町民から感情として見たら、町長がエレベーターをつけると言うて南北につけたね。すぐついたんですね。我々は議会で答弁をもらって、実際、じゃ、駅の構内の中にエレベーターをつける、そういう感覚で我々は見えておるわけです。これが半年全く何もしていない。半年じゃない、1年じゃね。1年何もしていない。ここに私は行政としての怠慢があると。向こうは、それじゃ、会社じゃからという答弁を町長はするけれども、しかし、予算も1年間の予算を組むわけですから、途中で補正していないわけですね。できたらすぐじゃというのは当たり前じゃというように私は感じるんですが、なぜでんのか。今、町長が言う、JRの指定した会社と。指定した会社は、それはわかりますよ。勝手に民間が入ってできるわけないんですから。しかし、そのために意見書を決議して今の鉄道局の局長まで会ってやった、それが活かされていないところに私は怠慢がある、不満があると言ひよるんです。これは何ですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）エレベーターを南北につけたのは町の独自の予算でさせていただきました。これは設計さえできてやれば、入札も何もかも全部うちの自前でできるわけですが、補助の対象がJRと県と海田町というように3つで調整をしていますので、それらを含めて設計とか何かで時間がかかったというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それはわかる。時間がかかっておるんじゃないけん。だけれども、我々が意見書を議決して、県も行き、国も行き、すぐできるという返事をもらおうておるのに、1年も延びてきた、ここに大きな問題があるのではないかと言ひよるんです。その理由を聞かせてくれと言うたら、同じ答弁がずっと返ってくる。じゃ、具体的に何がどうなっておくれておるのか、お尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）昨年度、議員の方々の陳情によりまして鉄道局長に会われまして、それでは、今申されたように、事業をやるということが決まりました。それで、国の方で事業をやりますよというのは補助を出しますよということでございまして、あくまで事業主体はJRでございます。それは補助金をもらう団体でございます。それプラス地元

負担、いわゆる町と県の負担が生じてまいります。当初、ＪＲは将来的に全額地元を負担してくださいよと言っておりました。それを３分の１ずつの負担率になってくると。これは協議の結果でございます。その間、夏過ぎに陳情されたわけですが、それが決まったのが１２月の末、双方全く意見が違うわけですので、相当長い期間を要しました。それで、議会にもご説明申し上げましたように、平成１９年度の事業としては実施設計をやりますよということで、当初、ＪＲは２月からこの実施設計を、協議が長引いたわけですから、繰り越しも覚悟の上で、２月からすぐ設計に入りますということで設計に入っております。そういう中で、この設計に入る状況の中で、鉄道にはたくさんのケープルがございますが、そういう支障確認の場において図面と現地の突合、その際に不明物件が発見されて、その確認作業、それとか移転工法の検討、そういうもので当初の２月着工予定が５月になってしまったということでございます。それと、当初電車、架線の取付けビームという柱があるわけですが、それが支障しないというような計画でございましたが、測量した結果、これの移設が必要になるということも判明しまして、それとか、施工中にお客様が通る通路、その幅をその移設によってまた確保せにゃいけないということも生じてまいりました。それらもろもろのものが詳細に設計をする中で確認されたものでございまして、それで、５月から９月までの間に、当初２月からやる予定であったものが、その設計が長引いたということによって、２０年度の呉線の今のかさ上げとかエレベーターの設置というものが６カ月間の来年の３月までの予定として、今９月までで設計を上げて工事に入る予定でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○１５番（佐中）じゃ、もうちょっと具体的に答弁をしてもらいたいんですが、９月に詳細設計をするという答弁がありましたね。具体的には今年度中にやるということ。じゃ、３月末までにはできるけれども、それまではできないということなんですか。やろうとしたら、例えばホームの段差ぐらいは２日か３日ぐらいでできるんじゃないですか、今のいろいろな話を聞くと。何か敷物をぱっと敷いてやらなかったらいけないというような話も聞きましたけれども。そういう面から見れば、下手したら来年度に繰り越しするというような雰囲気じゃけれども、それではいけませんよと言ひよるわけです。今年度中の早い時期、できれば、おくれたとしても今年いっぱいぐらいにやってほしいという、そういう思いを持っておるんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（久保）当初からＪＲは19年度で全体の実施設計を行うということでありまして、20年度いっぱいをもって呉線をやっていきますよと、このように議会にも私どもは説明したつもりでございます。21年度をもって2番線と1番線、いわゆる山陽本線を完成するという計画でございますので、そういう協議の結果で、実施設計がたまたまおくれておるだけで、あとは、6カ月間で呉線をやってしまうという工程表も来ておりますので、そのように我々も理解して要するに地元負担の対応をしておるということでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）わかりました。

じゃ、続いて庁舎建設についてお尋ねいたしますけれども、ＪＲと千葉倉庫の問題が片づかん限りは平成20年度の着工は、あそこについては難しいという答弁をいただきましたが、それ以外は多少おくれてもいいように判断するわけですが、例えば駅前に建とうとすれば、そのいろんな障害になっている問題を取り除かんかったらできないというように判断するわけですが、その障害というのは、今までの答弁をいただいた中では五、六年先の定年であるとかという話だけですが、そのことだけでこの問題がずれるのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）仮に庁舎の候補地が駅南口になった場合、まず一番大きな障害が地権者の意向ヒアリング、協議、それから民間事業者参加者の準備、選考、決定というものがございます。特に今も出ておりましたＪＲとの協議は、今までの例から、1年かかったり2年かかったりするような例も多々ありますので、ＪＲの協議が一番大きなネックと考えております。ＪＲの協議と今の民間事業者の選考等で1年半程度はどうしてもかかるものと考えております。したがって、例えば20年度末に仮に庁舎の位置、候補地が決定した場合ですと、とても今のスケジュールでは24年度末に庁舎が完成するということは難しい状況でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）わかりました。

じゃ、続いてプールの跡地の場合、組合財産で財産を持っておられますが、広島市が全部買うてくれという話の中から、協定の中でどうするかということを弁護士に相談して決めるという答弁をいただいたんですが、弁護士が入るような問題なんですか、どう

ですか。弁護士が入っているいろいろ解決したとしても、じゃ、庁舎だけ建つ敷地を買うという、そういう調整の弁護なのかどうか。あるいは、全体を買えというて広島市から来ておるのに、いろんな条件であそこへ庁舎を持ってくる、そのための和解というのか、そういうことなのかどうか。弁護士がここに入ってくるというのも変な話だなというように感じたんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）プール跡地の件でございますが、まず、仮にプール跡地に庁舎が行くとした場合につきましては、これはプール跡地部分の広島市の持ち分について海田町が買うと。広島市については、その持ち分について売却をしますよということについては協力しますと。ただ、残っております校地部分について有償で借りていただくか、残りの部分について買っていただきたいというご意向でございますから、本町とすれば、校地として使用する場合は無償とするという協定書がありますから、その協定書の有効性について、やはり専門家である弁護士の意見を聞きながら対応をしていきたいということで、弁護士と相談をしながら慎重に対応しておるところでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）広島市の意向は、あそこを3分の1でもって13億で決めたね、広島市が。全部で39億、3分の1の13億を全部買うてくれというのが広島市の本筋じゃないんですか。違うんですか、そこの辺。調整してもらいたいと思うんですが、私の認識では、現在のところ39億の3分の1、新たに海田町が13億出せと。そうしたら、あそこを全部売却して、広島市は今までのことはなかったことにするよと。縁が切れたと。財産の組合から全部海田町に移管するというのが広島市の本筋じゃないのかどうか、それを先にお尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）先ほども申し上げましたように、プールの跡地については、庁舎が行くということであれば、その広島市の持ち分については買ってくださいと。残りの、プールの跡地以外の校地部分については有償で買っていただくか、もしくは有償で借りていただきたいというのが今の広島市の主張でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）どちらにしても、あそこに役場が建つということになれば、全部買うか、全部買う分の借地料を出すかどうかということなのかどうか、理解に苦しんでおるので、

そこら辺をお聞きします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）同じ答えになりますけれども、ですから、広島市は残りの校地の部分については有償で買っていただくか、有償で借りていただきたいという主張ですから、本町とすれば昭和48年に結んだ協定書に、校地として使用する場合は無償だという協定書がありますから、ですから、海田町とすれば、その協定書があるので、無償ではないかという主張をしておると。ですから、お互いに主張の隔たりがありますから、今そういった法的な問題について慎重に対応しておるということです。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと理解に苦しみよるんです。判断がちょっと……。有償で買うというのはわかる。借りるというのは、借地として借地使用料を出すということやね。じゃ、月にどのぐらいになるのか、お尋ねします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）広島市から具体的な額の提示がございませんので、これはわかりません。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、もっともっと協議の中で時間がかかるということですね。そう理解していいんですね。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）時間は要するというふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）最後になりますけれども、アンケートをとったり、町が3候補地を出してくる。議員に選べと言ったって、議員はそれぞれ考えが違う。まとまりがつかんようになってきたんよね。今の答弁をずっと聞くと、いろんな問題が出てくる。役場だけ建つという、ただそれだけでどこに決めるかというのはまだわかる。ほかのことは一切、借地料も払わん、買うこともなく、文化ホールもつくらない、それで3カ所選べ、あるいはアンケートをとるというのは、それじゃったら大体条件が一緒だから、議会の中で3カ所を選ぶということは可能なんです。しかし、建つところによって全部条件が違う。これで選べというても、それは無理な話なんです。だから、私は最後に言うたように、1カ所に絞って。町執行部は責任があるわけですから。執行部が提案するわけですから。

我々は出されたものをいいか悪いか判断するだけです。それを、3つ出してきて、選べ、選べと言うて、選ばん方が悪いような言い方を今までずっとしておるから、これは執行部は怠慢でもあるし、やり方がおかしいということなんです。そこら辺をわきまえて、議会でいろんな意見があるが、それを集約してここだというのを決めん限りは決まりようがない。町民に対してサービスを向上させる、しかも安く上げる、それで使い勝手のいいようにする。これが執行部の手腕というか、一番の方法なんです、これがだんだんだんだん議員の方にこまを投げてしまっていてやっているから今日ここまで延びてくるんよね。私から言わせたら、無責任じゃというように思うんです。だから、3カ所あるけれども、絞って1カ所で提案するという、それも早い時期にしてほしいというように思うんですが、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに何にもせずにここだけと言えどもまた議会からもいろいろご指摘があって、何でもここなのかということも恐らく出る問題だと思います。そういうことから、庁舎特別委員会もつくっていただきましたが、役所の中でも検討委員会をつくって、町内を見てどうかというて出したのが3カ所の案です。その中で、今ご指摘のように、市の土地の問題も含んできたり、駅前関係につきましても千葉さんとかJRの問題があったり、残地のところにつきましてもいろいろ議論があります。そして、JRの高架の工事がなかなか、ご指摘のように、6年ぐらいおくらせておるんです。それが一番やっぱり、せっぱ詰まったことじゃないというふうに私も思っておるんですが、確におっしゃるように、1カ所に絞って、これで判断をしていただくのが一番いいと思ひまして、特別委員会を何回もやっていただいたし、いろいろ案を練っていただいておりますので、できるだけ早く特別委員会の件も踏まえて、最終的には議会の3分の2の議決がないとできないというのが大前提でございますので、そこらを含めて早く結論を出していただいて、我々も執行権の範囲内でまたお願いをしたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は15時35分とします。

~~~~~○~~~~~

午後3時13分 休憩

午後3時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。14番、住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。本日は3点質問いたします。余分になりますが、災害防止対策等調査特別委員長ということになっておりまして、毎回災害防止に関する問題を出しておる。今回は3問とも災害防止であります。同時に、最高齢者になりましたので、災害に対する過去の経験も含めて質問をいたします。

第1問は、緊急地震速報への対応について。ここはパソコンが誤ったんですが、緊急地震即応になっておりますが、そうでなしに速い報告、速報への対応についてということです。訂正をいたしておいて質問に入ります。気象庁が昨年秋より緊急地震速報を発するようになってからまだ日が浅いというふうに言うておりますけれども、1年になるわけですね。なりますけれども、まだ十分に活用される段階には至っておりません。それでも、先般の岩手・宮城地震では速報に基づいて迅速に行動して助かったという人も大勢おりました。ただし、速報が必ずしも今の段階で迅速・確実に伝わるという状況にはありません。最近特にこの問題はマスコミ等が取り上げておりまして、正確になかなかこの地震速報が簡単に伝わるのかということを批判しておりますけれども、そのとおりだと思うんです。それでも、これができるようになって非常に住民というか、我々は助かっておるわけです。そういうことで、その1問は、我がまちではこの緊急地震速報が発せられた場合に町民に対する緊急通報の伝達はどうに行うのか、具体的に説明をお願いいたします。

2番目に、緊急地震速報が発令された場合の町民の対処要領について平素より徹底しておくことは極めて重要であろうと思います。具体的にどのように行うか、お尋ねいたします。

2番目も災害問題ですが、2番目は災害弱者のリストの作成について。これも岩手・宮城地震では、栗原市というところは平素より弱者のリストに1,640人を上げて、これは独居老人、障害者等を含めてつくっておりました。地震が発生したときに極めて早くその災害弱者の安否を把握することができ、救助に成功しております。2番目には、厚生労働省はこのことについて昨年8月に、弱者のリストを作成するように都道府県に要請しておりますが、市町村においてははまだその作成が4割程度にとどまっているというふうに報告されておりますが、我がまちではこのリストの作成が進んでおるのかどうかということについてお尋ねいたします。

3 番目は、瀬野川洪水ハザードマップというのをこの4月に各家庭に配布しておりますけれども、瀬野川堤防が大雨によって崩れた場合の浸水状況をシミュレーションしたものでありますが、状況により浸水の予定区域等が異なることがあるので、注意をせよというふうにそのハザードマップには書いております。大まかに言って、その表を見ると海田町内、特に左岸では浸水は2メートル以下だなというふうに受け取れるマップの色分けがしてあります。私が考えますのに、海田町内の河川は瀬野川も三迫川の下流も天井川なんです。要するに住宅の地面よりも河川の川底の方が高い状況にあります。私も心配だから、行って、はかってみたんです。国際学院高校の下流付近で町道の路線が堤防の頂面になっておりますので、住宅地の地面より2.5メートルも上がっておる。住宅地面の方が2.5メートル低いわけです、堤防の上より。海田自動車学校の付近でも、大体町道の路面が2.5メートル地面が低いと。低いところでは、だから、3メートルも4メートルも低い状況にあるんじゃないかというふうに判断しております。したがって、満潮時に大洪水が起こって堤防が決壊した場合は2メートル以下の浸水となっておりますが、それよりも3メートルも4メートルも浸水をして、濁流となって相当な破壊力をもって押し流す危険はないかということについてお尋ねいたします。

3 項、あれだけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問に答弁いたします。

まず、緊急地震速報についての質問でありますが、1点目については、気象庁が提供する緊急地震速報は現在、震度5弱以上の強い地震が発生した場合にNHK及び民法のテレビ・ラジオ等を通して自動的に瞬時放送されるものでございます。町民の方々に対し一斉に伝達する方法としては、防災行政無線によることとなります。現在計画しております防災行政無線の設備更新に合わせて緊急地震速報の導入を図ってまいります。なお、この設備更新に係る基本計画策定の補正予算を今議会に提出させていただいております。

次に、2点目につきましては、こちらにつきましても新たな防災行政無線の運用に合わせて対応マニュアルの作成等、住民周知が図られるよう進めてまいりたいと思います。

続きまして、災害弱者のリストの作成についての質問でありますが、災害時の要援護者である高齢者世帯、障害者、妊婦等につきましてはリストを保有しております。また、消防事務を委託しております広島市消防局に対しまして、高齢者世帯、障害者の名

簿を提供しております。災害時要援護者の情報の共有化につきましては、今後策定を予定しております災害時要援護者支援プランや地域福祉計画の中で、個人情報の取り扱い方法や要援護者の範囲等について関係機関と調整し、整備していきたいと考えております。

続きまして、瀬野川洪水ハザードマップについての質問でございますが、本年4月に全戸に配布しましたハザードマップは、県が実施した瀬野川水系浸水想定シミュレーションの結果をもとに、町民の防災意識を高めるため、浸水の状況や避難場所、避難時の注意事項を記載したものでございます。シミュレーションに当たっては、瀬野川流域で61地点の堤防決壊または越流地点を設定し、各地点が個別に決壊・越流したときの浸水高の最大値を算出した上で、すべての地点の結果を重ね合わせて各地域における最大浸水高を算出しております。また、潮位につきましては、月の満ち欠けに伴う最高潮位の平均値を考慮していますが、これ以上の潮位については想定しておりません。以上です。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）緊急地震速報につきましてはできておるんですね。できておるのは結構なことですが、ついでに申し上げておきますと、最近、私は1年ぐらい前から、町の広報を通して町民の対処要領について徹底なさいということを言っておりましたが、つい最近のは非常によくできておまして、褒めておきます。ここからは町長よりも担当課長に答弁して勉強していただきたいと思います。

それから、これもついでに申し上げておきますが、町の海田広報ですか、いろいろ問題があって、よくわからんというふうに言っておりましたが、最近よくなりました。表紙が非常によくなくて、前回の表紙なんかはすばらしいものですね。表紙をみただけで広報は中を見たくなるようなものをつくらにやだめなんだということを常に言っておりますが、そのとおりで、よくできております。あと、防災については今回ののはよかったんです。今までは余りよくない。今回ののはよくなっておるけれども、ああいう状況で、いいのをつくってほしいと。このところではそういう要望をしておきます。

それから、災害弱者の名簿をつくれということですが、質問します。これはできておって、消防署の方へ差し出してあるということをおっしゃったような気がするんですが、再度、それができておるかどうかを確認します。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）災害弱者であります、先ほど町長が答弁しましたように、高齢者世帯とか障害者の方、それから妊婦さんの方については、リストの方は保有はしております。それから、消防局に提供しておりますのは、高齢者世帯、障害者世帯の名簿でございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）これで問題があるのは、住所、名簿、だれだれがそういうのに該当するというだけじゃないかと思うんですが、お答えください。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）ご指摘のとおりでございます。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）これは難しいんです。私が自治会の役員をしておって、もうかなりの年数前にこの名簿をつくりましたけれども、災害弱者の連絡先がわからにゃ困るんです。親とか兄弟とか親戚とか、どこにおって、電話番号は何番であるというのを把握しておかないと、年寄りが物も言えんような状況になったときに連絡ができないので。それは私は何年も前に完成しておりますけれどもね、うちの地域は。今はどうかかわらんが、私がやりよるころは。人権保護の問題やプライバシー保護の問題があるけれども、行っお願いすればちゃんと教えてくださるので、何のためにつくるんだということを言ったら、年寄りはず教えてくれるんです。プライバシー保護の問題でそんなものを調べられないというのは、この問題は、プライバシーが大切なのか、命が大切なのかということですから、そこらを地域に把握させるようにしなきゃだめだと。不十分だということを確認してください。いいですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）今後は、先ほど町長も答弁しましたように、支援プランの中でも要援護者の方に対する支援をする方法等、連絡先等についても確認をするという事項がございますので。ただ、議員がおっしゃるように、プライバシーの問題もありますので、我々としては該当される方に対して積極的にかかわっていきたいと思っております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）それから、瀬野川のハザードマップ、これにつきましては、あれには100年に1回というふうなことを書いておったんですが、今は100年に1回じゃない、10年に1回も来るかもわかりませんが、海田町の今の左岸の方が大変災害を受けたのは、

私がまだ軍国少年であったころ、学徒動員で広島市に出ておったんです。そうしたら、被爆にも遭いました。そして、9月何日か、大水害が起きて瀬野川が、今の左岸の方は全面石ころだらけになっておりました。大きな石とか小さい石。もちろん家が余りなかったんですがね。堤防も、今の国道2号線はここの前を通っておる道路で、向こうにはなくて、低い堤防があって、竹やぶがあったりしておりましたから、当然全部が河原になっておりました。そういう状況になるのではないかなというふうに心配するのは、あなたらがくれておる防災マップというのがありますが、これに三迫川の上流の方、東2丁目、三迫2丁目、3丁目の方は大きな土石流の発生のおそれがあるというふうに示して、ほとんど土石流が発生するように示しておりますが、これが本当に最近大雨が降って被害が起きておるところは、昔は時間当たり20ミリから30ミリ降ったら大雨だと。災害が発生するんじゃないかというような心配をしたけれども、今は時間当たり1,400ミリとかというふうな雨が降るんですね。何倍もの雨が降る。海田は来ないと思ったら大間違いで、どこへ来るかわからんからね。それがこの付近で起きた場合には大きな土石流が発生して、今の三迫川の方を一举に下ってくる。そうしたら、あそこの下流の橋、御鷹野橋ですか、あれと石原橋付近で瀬野川をふさいでしまうと。そして堤防が切れて、今の国際学院高校付近が切れたら、それこそ今度は逆に今の国道が堤防になって、左岸側が川になって大変な濁流が流れると。大変な被害が起こるというふうなことを考えなければいけない。これは私のシミュレーションですよ。うん、うんじゃなしに、本当に起こる可能性が十分にある。この中にはそういうことが抜けておるんです。重要なことが抜けておる。高潮・満潮時等は除くというふうになっておるんだよね。それで、ただ当たり前に平常な状態で堤防が切れて水が流れてきたということを考えておるけれども、これでは困るので、やっぱり住民にとって一番危険な状況を知らす必要があると思うんです。関係ないというふうなことを書いてあるんじゃない、これ。支川、支流のはんらんや高潮などは考慮しておりませんと。そういうことを書いてあるんです。考慮せんようなことじゃ困るんよね。本当に支川がはんらんしたり、支流がはんらんして、同時にそういう水害が起こってくるということを考えておかないと、一番安全な方法で安心できる方法を町民に教えたんじゃないんだということを肝に銘じてほしいと思います。どうなんですか。そういうて書いてありますが。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）瀬野川のハザードマップにつきましては、これは河川管理者であ

る県が想定したわけですが、こっちにも書いておりますように、主に瀬野川を考えております。それから、今の満潮時の高さなんですけれども、これにつきましては一応広島湾の潮位で3メートル88、先ほど町長の答弁にもございましたように、年間の満潮の平均の高さをとったもの、それに基づきまして計算をしておりますので、いわば干潮時とかそういうゼロの状態ではやっておりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）そう簡単にご理解できないけれども、もう1年以上前に瀬野川下流、警察署より下流の左岸の堤防は、地震が起きた場合に液状化すると。あそこが満潮になるとどのぐらいあの地域が浸水するののかということを私は質問したことがあるんです。なかなか答えられなくて、それなら下水道か何かの地図を持ってきなさいと。そうしたら、下水道は細かく地表面の標高が出ているから、川の堤防の地表面からそれを引けば、どのぐらい浸水するんだと。満潮時にあそこらが決壊してどのぐらいするんだということを確認しましたら、やっと次の議会でやかましく言って、今の河内外科の付近で85センチ、私が住んでおる裏の方で1メートル何センチというのは、この堤防が切れただけで、満潮時に。洪水のときじゃないですよ。満潮時に地震で液状化で堤防が切れたらそのぐらい来ると言うたんです。この地図を見ると50センチぐらいになっておるんですよ。黄色が塗ってある、河内外科の方で。だから、県のはこれは大まかにつくったものであって、海田町の中はやはり海田町の担当者がよく調査・研究をして、本当に海田町に洪水が起きたらどうなるかということをもうちょっと細かく検討せにやだめだろうと思うんだよね。50センチになっておるよ。当時の答弁では85センチと言うておるんだ。見てください、昔の答弁書を。だけれども、河内外科の方では黄色いのを塗ってある。西中学校の付近から。50センチ以下なんです。だから、そういうことだから、県がつくってくれたのは、県はわからんのだ。町の担当者としてはよく町内を歩いて研究してみる必要があろうと思うんだよね。これらを見ても、この前、庁舎の位置の決定の問題で、ある議員が海田中学校の付近は水につかるじゃないかというふうなことを言っておられましたが、これから見ると、1メートルもつからんようになっておるんじゃない、色が。じゃが、本当はそんなもんじゃないと思うんです。だから、それはやっぱりさっき言いましたように、下水道が持つておるような地図で見たら、どこが何センチぐらい低いということは十分にわかるはずだ。それをしっかり勉強して、これはつくり変えにやだめだと。

こんな、県がつくってくれたというて安心して。県が海田町のまちへ来て歩いてつくっちゃおらんからね。こんなものを安心して町民に示したら、何かあったときに大ごとをする。だから、そこをしっかりとってほしいから、担当課長に答弁してほしいと言うたんです、勉強のために。そこらはどうですか、考え方。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）このハザードマップをつくって、それのもとになる想定区域図につきましては県の方で、これは国の策定マニュアルとか、県の河川稼働計画とかというのに合わせて想定されたものでございますので、町の方でもう一遍よく歩けということですけども、一応これは我々としても十分参考になるというふうに私自身は考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）県がつくったものなら信頼できるというのがわしは気に食わんです。県がつくったから、これは信頼して、本当にこれを活用して防災ができるかということを書いておるんです。しっかり勉強せにゃいかんと。言うてもわからにゃわからんけれども、本当にそういう意味で真剣に取り組んで研究をし、勉強し、町民にこういうものをしっかり示してほしいということを要望しておく。終わり。

○議長（原田）次へ参ります。1番、桑原公治議員。

○1番（桑原公治）1番、桑原公治です。本日は2点ほど質問をさせていただきます。まず、質問が重複している点が多々あると思いますので、さらっと詳しく説明していただければよろしいかと思います。

1点目としまして、収入増加対策について、税などの収入対策についてということで、JRの高架事業、庁舎新築、都市計画道路整備等、多額の費用を要する事業がメジロ押しとなっており、財政的に非常に厳しい状況に置かれると思いますが、せっぱ詰まって対策を講じるのではなく、未来を見据える財政計画を樹立する必要があるのではないかと思います。この物価高の折、新たな負担を住民の方々にお願いし、ご理解を得ることは困難を要することだと思いますが、この時期を1つの好機ととらえ、新たな財源を確保していくことが最優先課題ではなかろうかと考えます。そこで、次の点についてお尋ねいたします。この1番から3番まで、一般質問の通告後、決算書が配付されました。数値がわかったもの等がございますが、通告どおり質問させていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

①町民税、固定資産税の徴収率と滞納総額はどのぐらいですか。

②国民健康保険税の徴収率と滞納総額はどのぐらいですか。

③1番から2番の質問の対前年比はどうなっていますか。

④その他の収入増加対策として何かお考えがあるか。

⑤海田町の将来ビジョンを都市計画の面でどのようにとらえておられるかをお尋ねいたします。

大きな2番として、環境対策について。地球の温暖化はもはや避けて通ることのできない最重要課題となっております。記憶に新しいミャンマーのサイクロン、中国四川の大地震、日本でも東北で岩手・宮城内陸地震がありました。これは地球温暖化が少なからず関与しているのではないかと疑いたくなるような、世界各地での災害が発生しております。今年の7月7日に北海道の洞爺湖サミットが開催されました。このサミットでも地球温暖化の問題が大きく取り上げられ、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%減を達成するという目標で議論されました。各地で地球温暖化対策として低炭素社会への取り組みを始めようとしておられます。こうした議論を踏まえ、我がまち海田町でも何らかの地球温暖化抑止体制を確立し、阻止に向け積極的に参加すべき時期が来ているのではないかと痛感しております。そこで、次の点についてお尋ねします。

①低炭素社会とは、温室効果ガス排出抑制のために都市緑化、脱マイカー、自然エネルギーの活用などあらゆる面で化石燃料への依存を少なくして快適な生活が可能な社会づくりだと思います。この低炭素社会という言葉は新しい用語ですが、海田町においても温室効果ガスの排出量が少ないまちづくりへの取り組みを行うために先進的なところを視察してはどうでしょうか。

②環境への負担が少ない自然エネルギーの活用を図るために、家庭用太陽光発電システムを新規に設置する場合、県内においてもその費用の一部を補助する自治体もあります。海田町においても一部補助することはできないでしょうか。

③学校の校舎の耐震改修に当たって、屋上緑化または太陽光発電システムの導入はできないでしょうか。

④海田町には4カ所の町立保育所、3カ所の私立保育所、3カ所の私立幼稚園がありますが、園庭の緑化（芝生化）を進めていかれるお考えはないか、お尋ねします。以上、よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原公治議員の質問の１点目、２点目の１番、２番、４番については私から、２点目の３番については教育委員会から答弁をいたします。

まず、収入増加対策についての質問でございますが、質問の１点目から３点目までは関連がありますので、一括して答弁いたします。平成19年度決算ベースでお答えいたします。町民税の徴収率は94.35%で、対前年比で0.38%増となっております。滞納繰越額は１億1,386万5,124円で、対前年比で853万2,434円の増となっております。固定資産税の徴収率は95.33%で、対前年比で0.14%増となっております。滞納繰越額は１億193万3,948円で、対前年比で32万5,130円の増となっております。国民健康保険税の徴収率は72.65%で、対前年比で0.95%の減となっております。滞納繰越額は２億8,306万593円で、1,111万8,299円の増となっております。

４点目についてでございますが、海田町財政健全化計画におきましては、収入確保対策の取り組みとして、町税等収納率の向上のほか、未利用地の売却促進、受益者負担金の適正化、企業広告の導入、都市計画税導入の検討を掲げております。

次に、５点目につきましては、町の将来の発展のため、厳しい財政状況の中ではありますが、他事業との調整等を図りながら可能な限り財源を確保し、連続立体交差事業をはじめ、都市計画道路や土地区画整理事業などの都市基盤整備事業を計画的に推進してまいりたいと考えております。また、都市基盤整備に合わせ、用途地域の変更等を行い、土地の有効高度利用を図り、商業・業務施設や都市型住宅等を誘導してまいりたいと考えております。これにより、町の活性化や定住化の促進を図るとともに、固定資産税や住民税などの増収にもつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、環境対策についての質問でございますが、まず１点目につきましては、本町としましては地球温暖化対策地域協議会の設立や地球温暖化防止地域計画の策定を視野に入れ、公衆衛生推進協議会等の環境関係団体と連携をとりながら、先進地の視察を含め、取り組みを進めていきたいと思っております。

次に、２点目につきましては、個人住宅への家庭用太陽光発電設備に対する補助は今のところ考えておりません。

次に、４点目につきましては、ご質問の中の私立の幼稚園や保育園の園庭の芝生化につきましては、芝生化の費用や維持管理経費など経営にかかわることになりますから、公立の保育所についてということで答弁をさせていただきます。保育所で園児が花や緑

に触れ合う機会を持つことは、情操教育の面で非常に大切であると考えております。しかし、園庭は植物の栽培や土・水を使った遊び場であるとともに、遊びを通じて友達や異年齢の子どもとの交流の場として多用途に活用しております。特に最近の子どもたちは土と触れ合う機会が少なく、はだしによる泥遊びや土だんごづくり、穴掘りや地面でのお絵かきなどは幼児期の貴重な体験であると考えております。こうしたことから、園庭の芝生化は今のところ考えておりません。

それでは、2点目の3番については教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）校舎の耐震化工事に伴う屋上緑化や太陽光発電システムの整備でございますが、今進めております校舎の改修目的は、限られた財源の中で早急に耐震補強を図っていくということをしております。今後、学校施設の建替え事業等に取り組んでいくときにはこれらのことについても十分検討したいと考えております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）滞納者、先ほどと重複するような話で申し訳ないんですけども、収入財産があるにもかかわらず滞納していらっしゃる方がいらっしゃる。これは差し押さえることは行っておられますか。それと、もし行っておられれば、19年度は何件ぐらいあったか、お答えください。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（宍戸）差し押さえは行っています。19年度で差し押さえしたのが78件、差し押さえ金額が215万9,950円になっております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）続いて、国民健康保険税についてお尋ねします。徴収率が下がって滞納率が増えるというふうに思いますが、何かこれには原因があるか。例えば世の中の一般的な不景気ということもあるんでしょうけれども、国民健康保険税の滞納者で件数や外国籍の方の割合というものはどうでしょうか。滞納者の最高額はどれぐらいになっていますか。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（宍戸）国民健康保険の滞納額が増えた理由といたしまして、やっぱり外国人の方の滞納が増えております。20年7月30日現在で出したので317人、国民健康保

険で約2,300万円の滞納繰り越しがあります。最高額は、外国人の場合で約150万円ぐらいの方です。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）これに対する徴収方法は今後どうやっていかれるか、考えておられますか。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（宍戸）まず、外国人派遣会社があります。派遣会社に派遣社員の住民税の特別徴収、それと社会保険の加入を依頼しております。それと、日々徴収に伺っていますので、本人に面談できれば、税の役割、税がどのように使われているかというのを皆さんにお知らせし、納期限内納付を守っていただくようにしております。それと、一括で納める場合が難しい方がかなりおられますので、分割納付等をしてもらうように依頼しております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）この派遣会社は協力的に、前向きにやっていただいているんですか。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（宍戸）派遣会社は海田で2社あります。市内から5社ぐらいで、7社ぐらいから源泉徴収票が出ていますが、外国人さん本人が加入、厚生年金とか特別徴収はしてほしくないという方がおられます。ほとんどそういう方ですが、会社自体は二、三社ほどは、本人が了解すれば社会保険も特別徴収もしますということです。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）今後やっぱり徴収率を向上させる取り組みが必要じゃないかと思うんですけども、具体的に目標設定を上げるとすれば、どれぐらいのことを考えておられますか。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（宍戸）徴収率は高ければ高いほど一番いいんですが、まずは来年、収入の増加対策としまして、コンビニ収納の充実をかけていきたいと思います。コンビニ収納で18年度に徴収したのが7,000万円、19年度が1億4,200万円になっております。そして、これは現年度納期限内納付だけです。それを平成21年度からは現年度、過年度、滞納分、延滞金、督促という方法を充実させてまいりたいと思っております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1 番（桑原公治）いずれにしましても、今の経済状況、少子化の進行によって海田町の財政は依然厳しい状態が続いていると思います。財政健全化計画に基づいて歳出削減の取り組みを大変ご苦労されていると思いますが、健全な財政を続けていくのには歳入の確保に一層の力を入れる必要があると思います。今後どうぞ特段の努力をお願いします。

続きまして、環境問題なんですが、海田町で、先ほど町長もおっしゃっていましたが、エコの取り組みという。海田町の中での取り組みというのは具体的にどんな取り組みをされていますか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）庁舎にありましては、実行計画等に基づきます紙等の資源化、それから、今年度から始めたんですけれども、庁舎でもやっているんですが、緑のカーテン事業をやって温度を下げることを検討するとかということを考えております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1 番（桑原公治）この間の広報に「どうして地球は大変なの？」と、海田東小学校が、これは公衛協がやっていらっしゃる記事が出ております。子どもたちがCO₂削減のために省エネに取り組む挑戦をすることになっていますが、これは小学校でやっていらっしゃる記事が載っています。海田東小学校になっているんですけれども、こういう取り組みは他の学校ではされる計画はありますか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）小学校児童に対する環境学習でございますけれども、これは町内毎年1校ずつやっております。今年度が海田東小学校ということでございます。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1 番（桑原公治）これはやっぱり一般家庭というものの取り組みといいますか、一人ひとりの取り組みが大事だということを物すごく実感しているわけですが、エコバッグ、買い物袋の持参運動、これは一般的にあることですよね。水道などの水量調整、ふろの残り湯の活用、冷暖房温度の徹底、夜間の電力の抑制に役立つ早寝早起き運動とかをやっていますけれども、一般的に家庭というのはそういうことはわかっているんだけど、実際なかなかどうしたらいいかわからないという実態があると思うんです。そのときにこれらをまとめた「一般家庭でできるエコ」のようなハンドブックをつくって各家庭に配布されるということをされたらどうでしょうか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）現在、公衛協と協力しながらそういうエコ活動ということで啓発活動を行っておるんですが、印刷物まで、そういう冊子までには現在のところは考えておりません。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）考えていないということなんですが、これは、じゃ、一般家庭にはどういう形でこういうエコ活動というものを啓発していこうと考えておられますか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）これは広報にも載せておるんですが、そういう形で載せていこうとは思っております。それから、公衛協さんの公衛協だよりの中にもエコ活動ということでお互いに啓発内容についてやっておりますので、ここらと一体になってやっていこうと思っております。だから、現段階で印刷物といいますか、冊子のものについては考えていないと。広報等で啓発していこうと思っております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）もう1度考え直していただけないですか。じゃ、質問を変えます。太陽光発電システムの補助についてですが、このシステムの設置は平均すると1家庭260万ぐらいかかると言われております。ほかの自治体の補助の例を見ますと、10万円ぐらいの補助をしているようですが、年間数多くの申請があるというわけじゃないと思います。普及促進のためにぜひこの費用は検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）太陽光発電設備の補助でございますけれども、県内の実際にやっておられる市の状況を見ますと、キロ当たり2万円程度の補助金を出されているというふうにあります。我々の場合はやっぱり身近なところからやっていただく。補助金を出すから設備をするのではなくて、身近に考えていただいてエコをやっていただくというのが一番いいと思っておりますので、補助金について出す考えはありません。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）どれもこれも考えておりませんと言われたので、次の言葉が出ないんですけれども、次に参ります。先ほど町長からも答弁がありましたけれども、園庭の緑化、芝生化を考えてはいないということで、確かに子どものころから芝生の上じゃなく

て土の上で土遊びをしながら大きくなっていくことが幼稚園児、あの年齢の子どもたちのためだろうと。それは実感しております。それで、学校の緑化の問題なんですが、これも新しい校舎を建てられるときには、またそのときは考えようということなので、やっぱりその思いというものは温暖化というためには必ず必要なものだと思っております。そして、学校の運動場の一部を芝生化したいという思いがあるんですけれども、これに対してはいかがでしょう。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今の総合公園を含め、学校のグラウンドにも芝生を植えてくれということによく要望を聞くんです。それで、今、総合公園を含めて芝生化ということもなかなか全部は大変でしょうけれども、試験的に、聞くところによると、鳥取方式とかという形で、簡単に芝生が植えられるということがありますので、学校に限らず、総合公園とか多目的広場等もぜひ試験的な試行をやってみたいと思っています。それらを見ながら、今後学校とか総合公園とかいろんな公園にも適用できれば、それを進めていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）桑原公治議員。

○1番（桑原公治）今、町長から出ましたポット苗移植法、鳥取方式といいまして、調べさせていただいたんですけれども、近郊では豊平西小学校、大竹小学校が取り組んでおるようであります。これは普通の芝の100分の1、それ以下の費用で芝生化ができるという非常に画期的な芝生だというふうに考えております。子どもたちが外でよく遊ぶようになり、雨でもすぐ運動場を使うことができたり、けがが減り、照り返しがなくなり、虫がバランスよく生活することは、バッタなどをよく見られます。害虫の発生はないそうです。維持費も公表できないぐらい安いそうですということで、これは維持費ということについても、除草剤や農薬を一切使わない、環境と利用者に優しい芝生が可能と。専門家でなくてもだれでも施工が可能な芝だということで、親子が一緒にこの芝を植えたりとか、そういうことに取り組んでおるようです。今、駅前にできよる広島市民球場も、芝は違うんでしょうけれども、このポット苗方式というのを植えておるようです。ですから、かなりこういうもので、安いんです。紹介させてもらおうと、50センチ間隔で苗を植えていくわけです。1株苗を植えて、これ1株が5円ぐらいでできるんです。ですから、100メートル四方へグラウンドに芝を植えるのに約20万円ぐらいでできるという、そういった取り組みをされておるんです。ですから、費用額が高くかからないとい

うメリットがありますので、ぜひ、町長が言われるように、総合公園であるとか、そういうサンプル的にやってみていただければと思います。それでは、質問を終わります。

○議長（原田）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会いたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日は大変ご苦労さまでございました。

午後4時36分 延会